

No. 4218

監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第一號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十七年五月創刊每月一回二十日發行

(大
月正
二十
日發
行)

監獄協會雜誌第二十六卷第壹號目次

○論 說	 (一頁)	○老年の養生法	
○歳首の辭	 (三頁)	○地球上男女の數	
○講 演	 (三頁)	○寄 書	 (六〇頁)
○桤木分監の女囚に就て(承前)		○監獄衛生叢談	
○宇都宮監獄 逸見祐之助君		○諸兄の回答を呈囑す	
○資 料	 (二七頁)	○歳首の所感を述ぶ	
○千九百八年英國犯罪豫防法		○好機會の利用に就て	
○監獄局長 谷田三郎	 (三七頁)	○通 信	 (七五頁)
○雜 錄		○東本願寺法主の垂教	
○獨逸に於ける女監事情		○熊登國慈善會の創立	
○恩赦囚再犯の徑路に就て		○佛教各宗派の奮起	
○統計	 (四九頁)	○歸一會發會式	
○大正元年十一月末日現在々監人員表		○江澤典獄勳禮祝賀會	
○大正元年十一月末日現在受刑者罪名表		○彙 報	 (八六頁)
○大正元年十一月末日現在在監人員監獄別表		○御即位式内定○大嘗會御治定○即位式御服裝○逃走事故	
○指紋對照累犯發見成績表	 (五六頁)	○季節と犯罪關係○恩赦二萬六千○感化救濟資金○千葉助成會の近況○以呂波教誨	
○說 林		○叙 任	
○酒精中毒と犯罪		○會 報	
○犯罪と迷信			

監獄協會雜誌第貳拾六卷第一號

論 說

歳首の辭

坤球旋轉して韶光煌耀すれば、瑞氣八紘に滿ち、年茲に新にして萬象悉く新なり、而かも先帝の陵土未だ乾かず世は尙諒闇の中に在りて、四海波靜に春風枝を鳴さず、寔に是れ寂寞沈鬱の新年なる哉。

去り乍ら此の沈鬱寂寞こそ、實に冷に過去を反省し靜に將來を劃策するの機會を與ふるものにして、懣がては自覺となり、奮勵となり、發展となるに至る可し、如是觀じ來れば斯年の悲觀すべきに非らずして寧ろ喜ぶべきに非らずや。

年々歳々時相同じ、歳々年々物相同じからず、凡そ物久しきに互れば停滯し、停滯すれば壅塞し、壅塞すれば疏通せず、而して壅塞し疏通せざるは則ち是れ發展せざる

所以にして、徒らに舊則を守株するは進歩を圖る所以の途に非らず、時に革新して以て其面目を改むべきなり、蓋し革新は之を疏通し之を改善するものにして進歩の階梯なればなり。

而して新年は事物を革新し人意を刷新するに於て最も適切なる時機なり、吾曹は此意味に於て新年を祝するものなり、況んや明治は歴史に葬られて大正と改まりたるも僅かに半歳に充たず、眞に改元後大正年間的首途として活躍すべき本年の歳旦なるに於てをや。

顧みれば客臘末に當て西園寺侯首相の印綬を解くや、幾多波瀾曲折の後桂公出で内閣を組織せり、之を以て政友會の領袖として政界に重を爲せる松田法相其職を退き、檢事總長たりし松室致氏新に法相の椅子に着けり、同氏は多年司法部に生活せる老練熟達之士にして、而かも識見材幹あるの人、好法相たるや言ふまでもなし、之と共に明敏の聞ありし小山刑事局長擧げられて次官となる、氏も亦曩きに監獄局長の職に在りて功績尠からざりしもの、抑も亦當然の任命なるべし、此の如く同時に新大臣新次官の就任を見る、吾曹は之を賀すると同時に大に期待する處なき克はず。

き克はず。

想ふに監獄の事業は頗る發展したりと雖も、眞に行刑の目的を達し善美なる彼岸に到らんには、前途尙遼遠なりと謂はざる可らず、それ保護事業の擴張と曰ひ、獄舎の改築と曰ひ、將た又人材の登庸獄政の改善等、幾多重大なる問題は吾曹の前に横はりて其解決を待てり。

嗚呼大正の新時代は正に第一步を踏出せり、人も亦時と俱に新なる覺悟あるを要す、否な新思想新精神を以て事に臨み、堅忍不拔物に當り、須らく勇往邁進して以て努力する所なかるべからず、豈に空しく丑年なりとて長堤春草日暖處隨意閑眠隨意鳴が如く、優々仰臥太平の夢を貪るを許さんや、吾曹は新年の劈頭に於て一言以て警告し置かんと欲す。

栃木分監の女囚に就て (承前)

宇都宮典獄 逸 見 祐 之 助 君

五

それから此犯人の父母の年齢が又何時頃に出来た子が多いかと思つて見ますと、父の年齢が三十一母の年齢が三十であります。で餘り此極く若い時の子や或は又老父母になつた子といふのが關係あるですが平均すると斯ういふ風になるのであります。併し此犯罪時は父は幾つ位で母が幾つ位であると思つて見ますと、父が六十四で母が五十八になります。是等は餘程家の者を親が教育に能く注意する年に當るのであります。それであるのに斯ういふ犯罪が出来るといふのは矢張り心柄でもありませうかまだ其原因は分りませぬ。それから此初めて入監致しました其年を調べて見ますと、是が色々でありまして是が多くのであるといふのは見出さないので、細かに分けて置きましたけれどもそれを申し上げますとマア十六で初めて入監したのが三人、十七が三人十八が七人、十九が三人、二十歳

が三人であります。それですが二十一の年に初めて監獄に這入つたのが一番多い、百人中九人ありますが、是が一番多いのであります。それでマア二十五歳以下で監獄に初めて這入つたといふ者が總體で四十人ござります。後とはそれ以上で年齢は區々であります。それから生れ故郷は、此生家の業を曩に申上げました通り農業が多いのでありますから矢張り村落が多い。村落で生れた者が七十一で、市中で生れた者が十三、それから何町といふ町で生れた者が十三人でありますけれども、併し此中に矢張り其遊廓に近かつたといふ者が十一ありますし、花柳界に近かつたといふ者が二人あります。是は村でも遊廓といふやうなものがあの邊にありまして随分栃木縣下には諸處に遊廓がありますし遊廓といふと即ち青樓であります。又藝妓はどの町にもあるやうであります。それでありましてから遊廓が近いといつても立派な處ではないといふことを御承知を願います。それから年齢の平均を既に擧げましたからそれで夫を持つた者が、多いといふことは自然の數であります。で此百人の中處女といふのは五人しかありませぬで、初めて夫を持つたといふ者が三十一、二度目といふ者が三十六、三度目といふのが二十一、四度といふ者が六人、斯うありまして、随分其夫は變つて居る。夫といふた處で正式の結婚をしたものでなく此中には野合の夫が内縁の夫も含んで居ります。併し彼等は屢々情人の變るといふことは是で明かであります。此初めて夫を持つた年はどれ位であるかといふと随分十

四歳で夫を持つたといふ者がありますけれども、平均致して見まするといふと十九年二百七十三日にあります。故に其若い中に男を持つたといふことが分ります。それから既に夫がありますから子がなくてならぬ。其子はどの位生んだかと思ひますると一度生んだといふのが二十五、二度生んだといふのが七人、三度か十四人、四度が七人、五度五人、六度六人、七度三人、八度、十度といふのが一人、子のないのが三十一人、それで能くいふ律義者の子澤山といひますが、律義ならざる者でも随分子を生むのであります。それで是迄述べましたやうに家庭が悪くつてさうして教育を受けさせぬので教育が不完全であつてそれから又貧困でもあると斯ういふ風でありますといふと、どうしても犯罪人の資格は大分出来て居ります。其上に尙ほ彼等が近親中に犯罪者を出して居ります。之を又其數を挙げますと父が犯人であつた者が八人、母が二人、養父が一人先夫が一人、現在の夫が八人、情夫が五人、兄が七人、姉が一人弟が二人、子供が二人、養子が一人、甥姪にあるといふのが三人、從兄弟にあるといふのが一人斯ういふ風に近親中に犯人がある。是も本監に依て氣が付いたのであります。が、本監の男囚の中に親子で這入つて居る者がありまするし、兄弟して這入つて居る者がある。さういふやうに親子兄弟して這入つて居る者が十四人居りました。何か是は原因がありはしまいか、無論後に富士川さんから遺傳のお話がありますから其時に承ることが出来るのでありますが、犯罪の心性

は無論遺傳をする、其外の心性も遺傳するのでありますから、遺傳するのではなからうか、さうして見るといふと父母の犯人でなくしても其又父母がどうであるか、是等は其者に聴いても分らないのであります。例へば己れの父母は二人で其父母の父母が四人になり、其父母が八人になり、其父母が十六人、三十二人となるのでありますから人間が四代五代になると數十人の血が混じるのでありますから血統の正しいといふことを訪つて居りますが血は色々混つて居ります。或は直接遺傳でなく隔代遺傳なども致しますると是等の祖父母、祖父母などを調べて見たい氣が致しますがそれ迄は出来ませぬ。唯だ是だけを申上げるに過ぎないのであります。從て後ちに述べますが、病ひなどゝの妙な現象があります。でありますからして此犯罪のみならず或る惡癖迄も随分傳へて居やしないかと著しい癖を調べたのであります。其著しい癖といふのはチョット分らない。此調査は私の目の前へ呼出してさうして現に其擔任の調査をする者を後ろに於て斯ういふ風に調べるのであるからといつて調べたのであります。私が現に調べて居つても容易にいはないのであります。平生お喋舌を吐く毒言を吐く、併ながら決つた處へ出ると案内出ないといふことは是が女子の常でありますけれども、それで分らぬ、知つてもいへないことがあります。是等のことは唯今の處では是だけであります。後との分は綿密に調べて見る積りであります。それから出獄後の目的を聴いて見まするといふと千苦萬別で大概女子

であるから夫の業を扶けるとか父母の教へに従ふといふのが當り前であるのに色々なことをいつて居る。一體女囚は嘘をいふことが極めて上手で、どうもはつきり致しませぬけれども、随分色々なことをいふ。中には自分は是迄の犯罪を公に告白してさうして其上に正業に基かうなどいふ者もありまして、丁度自分の傳記を從來からある處の花井お梅の懺悔談といふやうな毒婦傳を作つて貰ひたいといふやうな者もあります。それから彼等が罪狀を認めて居るかどうかといふと、男子の方であるといふとどんな長い刑であつても、どんな者でも大概否認するやうな者はありませぬ。随分死刑の宣告を受けて控訴上告して居る間には否認を頻りにして居ります。が併ながらいざ刑の執行といふことになるとそこで何んにもいはないで禮をいつて絞臺に登るのであります。女子になるとさうでない。是がたつた百人の中に否認する者が二十四人もある。どうも矢張り諦められないのでありませうか、實際が無實でありませうか、男子の方又は無辜がなくして女子の方に多い理窟はないのでありますから彼等が矢張り諦めないものである。或は理窟の分らない、犯罪といふことの分らない爲めに罪といふことを知らないでさうして否認さして居るのかも知らない。斯ういふ處は能く調査して見なければならぬ事柄と思つて居ります。それで罪は既に否認して居る者が二十四人もある。それから刑罰に對してはどういふ感じを有つて居るかと思ひますといふと、其刑は重いといふて居る者が四十一あります。それか

ら軽いけれども誠に苦しいといふ者が二十あります。それから此宣告通りであればどうも仕方がないといつて諦めて居る者が二十二あります。で又全く軽くつてさうして、どうも是では二度と再び悪いことを致せませぬといふ者が十四あります。一向感じのない者が三人あります。前の否認をして居る二十四は丁度今の二十二といふのとそれから十四といふ中に含まれて居るのであります。それから今度は懲罰であります、懲罰は恐れて居る。恐れる者は恐れて居りまするが恐れない者になると一向平氣である。又其後ちに述べる事柄になります、矢張り女子で多少「ヒステリー」の傾がありますからムラ／＼と犯則をして仕舞ふ。後では後悔をして居るので此懲罰に對する感じのある者は七十三であります、稍々感ずる者が十七でありますして全く感じのない者が六人、此感じのない六人といふ中に四人は白痴で二人は自暴自棄になつて譯の分らない理窟の分らない者であります。是が懲罰を何んとも思はない。人の懲罰に處せられて居るお交際^{フキワイ}に自分が懲罰に處せられて居るといふ者であります。それで昨年中の柵木分監の犯則總件数は百三件で實人員は四十五人であります。此四十五は矢張り銘々で四十五ではありませぬで一人で數回懲罰になる者があります。それで其人員が即ち四十五人になるのであります。それで此男囚の方と對照致しますると斯ういふことになつて參ります。本監の方の昨年中の在監延人員と其犯則の人員を對比致しまするといふと〇、〇八二といふことになる。で

女囚の方は餘程少なからうと思つた處が、〇、〇七八、誠に僅かな差でありますからどうも此女囚の悪いといふことが御想像が出来やうと思ひます。是がマア昨年中のことではありますが、水戸、前橋、浦和邊りから移監になつた者もあります。其監獄といふのでなくして原籍ですな、茨城縣、栃木縣、群馬縣或は其他の府縣といふ風に府縣別にして其者がどういふ風に罰せられるかといふ處を調べて見ますと、茨城縣の者が十八人で六十六回は一人が三回六分となります。それから栃木縣の者が二十三人で二十六回、是が一人が一回二分に當ります。群馬縣の者が二十八人で三十四回、是が一人一回二分丁度栃木縣同様になります。浦和が六人で六回、是が一人一回、其他の地方の者が二十五人で二十九回、是が一人一回一分に當ります。斯うして見ますといふと茨城縣の女囚が一番多く懲罰に處せられて居る。併ながら是は曩にもお斷り致した如く監獄といふのではないので原籍を分けて見ましたのであります。何處の者が一番犯則をするかといふことを見たのであります。それから教誨の席などに於きまして女囚は能く殊勝に禮拜をして居るから彼等は神佛を尊敬して居るかと思つて居りました、實際本人の意思を聴いて見ますといふとさうではない。神佛の加護を祈り或は自分の眞に心から出た信仰を以て尊敬して居ります者は六十五であつて迷信を有つて居ります者が二あります。後の三十三は全く無頓着でありまして、眞に信仰といふものを有つて居らない。さうであるから近來

朝出役をする時に教誨堂に集めまして其處で一遍禮拜をさせてさうして工場へ入れます。それから引上げた時も亦教誨堂に一遍引入れて其處で禮拜をさせてさうして監房に容れる。斯ういふ風に心を神佛に向はしむるやうに致して居りますが、此結果果して如何かは分らぬのでございます。教誨は多少の反應を認めます。是は私の方は御承知の通り女子の教誨師が任用されて居る。此教誨に感じて居ります者が五十九人、稍々あります者が三十二で、教誨に對して無感覺といふか無頓着といふかは九人ございます。犯罪は都會のそのやうでありませぬで出來心とか虚榮心とかいふやうなものが少ない。で多くは貧困であります。次ぎは常習であります。其貧困が二十五、常習が二十四、痴情が十四、怨恨が十三、で出來心といふものと虚榮といふものが一人づゝ認められます。是が矢張り土地柄だけてあらうと思ひます。併し随分唯今述べました者が渡り者が大分ありますからあの地方の者のみといふ譯ではありませぬ。性質は無論女子のことでありまして執念深くつて隠險で狡猾でそれで嘘をいふてさうして理窟詰に遭へば泣くとか怒るとかいふのが彼等が他に對する抵抗力の唯一の利器でありますから浮つかり手は着けられませぬ既にお分りの如くさういふ毒婦の集まりでありますからして質朴温順といふやうな者は全く少ない。大體に分けますれば陰險、狡猾な者が二十五、温順が十一、愚物が十二でありまして、粗暴で著にも棒にも掛らぬといふ者が四人居ります。此中の一

人の如き者は嘗て本監に女監がある頃ださうであります。どうしても仕方がなくて窄衣サウイを欲めたいふことでもあります。女囚に窄衣サウイを欲めるといふことは私は前代未聞として居ります。さういふやうな者がある。又た一人の者は今度静岡から來た教務所長が上田に居つた時分扱つた者で實に酷い奴で多分それであらうといはれましたが果してそれでありました。是れは女監の髻を掴んで倒したといふ仕方のない奴でありました。是は非常に悪い奴で亂暴をして取締が鎮める際に腕が抜けたといふて苦情を持出すといふやうな奴であります。是が近來どう考へましたか發心をして居ります。斯ういふ輩であります。それから好き嫌ひ或は厭やなものといふやうなものも聽いて見ましたが、どうも却々本當のことをいひませぬで能く分りませぬからは省きます。女子でありますからどうしても親愛といふ情がなくてはならぬと思ひますが、男子より却つて冷かであります。直ぐ親しむやうであります。がそれは直ちに親しみ直ちにして離れる、忽親忽諸なのであります。此親愛の情などいふことは自分の利益になる者には極めて温く交際をして居りますけれども、少しく何か自分の氣に向かないことがあると直ちに之を棄て、仕舞ひます。で先づ親愛の情を認められます者が五十六で、ない者が四十四で女子としては甚だ感服しないのであります。それから給與の食物に就ては本監の方では多くの者が足らない、不足で腹が空く腹が空くといつて居る。であります。が女子は女子だけであつ

て此給與の食に満足して居ります者が七十人。で腹が空くといふ者が二十人で、多い位でございます。といふ者が十人でございます。それから次ぎは性慾であります。此性慾は諸君は能く御承知の通り不倫の行ひは始終取締つて居りますから分りませぬのであります。が、併ながら女子の中にも是は矢張り行はれることでありまして、で同性間の交りは是は容易に彼處では出來ないのであります。監房の構造がどうしても出來ないのであります。併し其他の不倫の行ひは是は認められる。是は八王子にもそれはあるので、八王子の林監獄からも聽いて居りました。是はナョット分らないので分館の林監獄に注意して貰つたのでありますが、是は統計的ではありませぬが痔の療治の場合或は子宮の療治の場合或は梅毒の療治の場合等に注意して貰つて居りますが、矢張彼等も先づ色慾は可なりにある。或る著書などを見ますと色慾は旺盛であるやうに思ひます。が、旺盛といふ程には吾々は認めませぬが可なりにある。既に其證據は局部検査に依て認められるのであります。それから彼等の病氣です。彼等の病氣の其極く重いだけを擧げて見ましたが、梅毒が五人、卵巢水腫が一人、子宮が二人「ヒステリー」が二人、喘息が三人、十二指腸が一人、痔が三人、肋膜炎が一人、癩癰が一人、癩癰質斯が一人、マア此二十人が長く此病ひに取附かれて屢々治療を加へる者であります。それで精神の異狀と認めて居ります者が三人でございます。先達つても行つて見ると一人の者などはまだ寢て居て大小便を垂

に流すやうな風であつて、それで此「ヒステリー」的の重い病氣でありますから看護婦などを傍へ寄せ附けない有様でありまして、女子のさういふやうな者になると誠に困るものであります。此病氣は斯やうであります、併ながら此短氣な者が二十三人ございます。それから其反對に憂鬱性の者が十四人あります。此短氣或は憂鬱といふものも皆「ヒステリー」作用ではあるまいか、是も能く注意をして貰つて居りますが、是などは又尙ほ重ねて多くの場合に依て確定が出来るだらうと思ひます。殊に彼等の中に目に立ちますのは父が中氣で死んだとか、或は中氣の病ひがあるといふやうな者が十一人居ります。百人の中十一人といふのは一體一般はさうであるかどうであるか能くは分りませぬが、少し多いやうに思ふ。其外親が精神病者であつたといふのが一人神經衰弱であつたといふのが二人ございます。斯うして見まするといふと總て是等の病氣が矢張り犯罪に關係して居るだらうと思ひます。唯だ此行狀を見てさうして聊か頼みと致しまするのは彼等の入監時の行狀と現在の行狀とを較べて見ますと、入監時の行狀の良かった者が三十二であつたのが四十七になり、入監時に不良の者が二、であつたのが七人になつて居り。これから普通の者が六十六あつたのが唯今は四十六になつて居ります。ではで見ますると入監時よりは唯今の方が行狀が多少多く規律命令の行はれるやうになつたといふことは少しではありますけれども、事實の上に證據立てることが出来るのであります。併な

がら此女囚は出獄の後能く眞に改心が出来るや否やといふことは或る犯罪に依ては安心を致して居りますけれども、又安心の出来ない者が多くあります。それは犯罪の事實にも依るのでありますが、其多くの此百人中の多くの數を占めて居る犯人は矢張り或る場合の激情に依てさうして狂質を帯びたる場合に犯罪をするのが多いやうに思ひますから、で監獄の門を出る時には改心をしてケロリとして家へ歸るのでありますけれども、倍て其先きの境遇如何に依ては又再犯を爲さぬとはいへないのであります。併し唯今に於きましては再犯の虞ありといふ者が四十八人で再犯の虞なしとする者が四十三人、疑問が九人、で此數は昨年の暮より本年に懸けまして良い者は大概出て仕舞ひましたので残りの者でありますから斯やうでございますが、是からは等の者を段々養ひましてさうして尙ほ此再犯の虞なしとする方の數を殖やしたいと思つて居るのでございます。

本日述べます處の事柄は是だけでございますがまだ此外に調査をさせ、又或は調査をしなければならぬと思ひ付いた事柄などもございますが、先程も申し上げました通り此先き百、二百、三百四百、五百、千といふやうに調査を致しました上に重ねて又此席なり或は雜誌の上なりに於て諸君の御參考に供へる積りでございます。併ながら其一通りのものは小冊子を拵へましてさうして御覽に入れる積りで着手して居りますけれども、前申した通り却々運びませぬでございます。本日は其中の一部を

述べました次第でござります。斯やうな詰らない數字を羅列しまして皆様の清聴を汚すといふのは甚だ相済みぬ恐縮のことでございますが、是も豊野理事の御命令であります。又私が斯やうなことを述べたことを聽いて下すつたのは宇都宮から態々出て來て喋舌つたといふ處を買つて下すつたのでございます。どうか幾重にも御倦怠を招いたことは深く謝する次第でござります。(拍手)(完)



資

料

千九百八年英國犯罪豫防法

千九百八年エドワード八世七年第五九號

犯罪豫防法 Prevention of Crime Act 1908

目次

監獄局長 谷 田 三 郎 譯

第一章 少年犯罪者の矯正

第一條 ボルスタル院に拘禁する言渡を爲す裁判所の權限

第二條 矯正院に於ける犯罪に對する本法の適用

第三條 監獄よりボルスタル院に移送する權限

第四條 ボルスタル院の設立

第五條 條件付釋放を爲す權限

第六條 拘禁期間滿了後に於ける監視

第七條 改善不能者其他の不良者の監獄移送

第八條 ボルスタル院より釋放せられたる者を保護する團體の經費に對する國庫の補給

第九條 合衆王國の一部より他の部分への移送

第二章 常習犯罪者の拘禁

第十條 懲役刑に附加して豫防拘禁を言渡す裁判所の權限

第十一條 豫防拘禁の言渡に對して刑事控訴裁判所に爲す控訴

第十二條 一定の場合に於て懲役刑を豫防拘禁に變更する權限

第十三條 豫防拘禁に附せられたる者の收監

第十四條 條件付釋放を命ずる權限

第十五條 條件付釋放を許可せられたる者に關する規定

第十六條 絶對的放免を命ずる權限

第三章 通則

第十七條 スコットランドに於ける本法の施行

第十八條 アイルランドに於ける本法の施行
第十九條 略稱及び施行期日

附則

第五十九號

犯罪の豫防に關する制度の改良を圖る爲め少年犯罪者の矯正、常習犯罪者の長期拘禁並に是に附隨する事項に付規定を設くる法律(千九百八年十二月二十一日)

第一章 少年犯罪者の矯正 Reformation of young offenders

第一條 ボルスタル院 Borstal Institution に拘禁する言渡を爲す裁判所の權限

(一)正式裁判手續に依り (an indictment) 懲役 (penal servitude) 又は禁錮 (imprisonment) の刑に該るべき罪 (offence) を犯したりと判定せられたる者に付裁判所か(イ)犯人の年齢十六歳以上二十一岁未満にして(ロ)其犯罪の習癖若くは傾向又は不良者との交際に徴し本人の矯正並に犯罪の鎮壓上最も適切にして有效なる期間と教育紀律とに従ひ拘禁を實施するを相當と認めたるときは裁判所は懲役又は禁錮の言渡に代へ一年以上三年以下の期間刑罰的紀律の下にボルスタル院に拘禁する言渡を爲すことを得

裁判所は右の言渡を爲す前當該事件をボルスタル院の處理に委附するの可否に付地方監獄監督事務官 (Prison Commissioners) の作成し若くは同官の爲めに作成せられたる報告及び陳述を審査し且本人の性格、身心の狀態並に當該事件に關する其他の情狀に鑑み右の教育及び紀律か犯人の爲め有益なる結果を生ずべき見込十分なることを要す

(二)國務大臣は命令 (order) を以て年齢を指定し一見其年齢を超へざる者には本條を準用せしむることを得但其年齢は二十三歳を超過することを得す、本條に依り發したる命令にして效力を有する間は其指定年齢は本條の「二十一歳」に代へられたるものと看做す

前項の命令は其草案を議會の開會中少くとも三十日間兩院に提示したる後に非されば之を發することを得す若し其一院より右期間の終了前草案の全部又は一部に對し陛下に異議の上奏を爲したるときは爾後草案に關する手續の進行を止むへし但新なる草案を作成することを妨けず

第二條 矯正院に於ける犯罪に對する適用

矯正院 (Reformatory school) に拘禁する言渡を受けたる幼年犯罪者 (Youthful offender) か矯正院規則違反若くは其教唆又は矯正院逃走の行爲に因り簡易手續裁判所 (Court of summary Jurisdiction) に於て法律に照し有罪なりとの判定を受け裁判所か該法律に基き幼年犯罪者を禁錮の刑に處し得べきと

きは裁判所は禁錮の言渡に代へ一年以上三年以下の期間ボルスタル院に拘禁する言渡を爲すことを得、矯正院拘禁の言渡は右の言渡に因り其效力を失ふ

第三條 監獄よりボルスタル院に移送する權限

現に懲役又は禁錮の執行中に在る囚人にしてボルスタル院に於ける收容年齢を超へざる者に付き國務大臣か其者をボルスタル院に拘禁するを以て一層利益ありと思料したるときは刑の言渡か本法發布の前たると後たるを問はず國務大臣は本人を監獄より同院に移送し其殘刑期を執行せしむる權限を地方監獄監督事務官に附與することを得、本條に依り監獄よりボルスタル院に移送せられたる者は初より同院に拘禁する言渡を受けたる者と同じく同院に拘禁中並に假出場の期間内本章の適用を受くべきものとす

第四條 ボルスタル院の設立

(一)國務大臣は本章の旨趣を實施する爲めボルスタル院を設立する權限を有す、ボルスタル院は即ち少年犯罪者を拘禁し其拘禁中本人の矯正並に犯罪豫防の爲め適實有效と認むべき方法に依り工業其他の教育を授け且つ紀律上及び道德上ノ薰陶ヲ受けしむる所とす、國務大臣はボルスタル院設立の爲め大藏大臣の同意を得て地方監獄監督事務官に對し土地を取得し建物新築若くは賣得し又は該

監督官の占有若くは管理に屬する土地建物の全部若くは一部を此目的の爲めに充當する權限を附與することを得、本條の適用に因りて生じたる費用は議會の承認を経たる經費を以て之を支辨す

(二)國務大臣は各ボルスタル院の取締規則及び事務章程ヲ制定し、評議委員會 (Visiting Committee) を組織し、本章に依りボルスタル院に送致せらるべき者の分類、處遇、作業及び監督並に同院に收容する迄の間一時執行する假留置の細則を定むることを得、以上の諸規則に別段の定なき限り各ボルスタル院には監獄と同じく千八百六十五年乃至千八百九十八年の監獄法(其罰則と共に)及び其執行に關する諸規則を適用す

第五條 條件付釋放を爲す權限

(一)拘禁期間の始期より男子に在ては六ヶ月、女子に在ては三ヶ月を經過したる後、犯人が再犯を斷念し有用にして勤勉なる良民、生活を營むべき見込十分なるときは地方監獄監督官は國務大臣の定むる規程に基き何時にても假出場許可證を與へ (by licence) 本人の引受を承諾したる團體又は個人にして許可證に指名しある保護者の監督指導を受けしむる條件の下に本人をボルスタル院より釋放することを得

(二)本條の假出場許可證は判決を以て言渡されたる拘禁期間の終了する迄其效力を有す但期間の終了

資

前假出場を取消され又は法律上當然取消の效を生じたるときは此限に在らず

(三)地方監獄監督事務官は國務大臣の定めたる規則に基き何時にても本條に依り與へたる假出場許可證を取消することを得、假出場許可證を取消されたるときは假出場者はボルスタル院に復歸することを得、本人自ら復歸せざるときは令狀を待たずして本人を逮捕しボルスタル院に送致することを得

(四)假出場許可證を受け釋放せられたる者團體又は個人の保護監督を遣れ其他假出場許可證に記載ある條件に違背したるときは假出場許可證は其效力を失ふ

(五)假出場者を釋放したるボルスタル院の所在地又は假出場者の所在地を管轄する簡易手續裁判所に假出場の許可か本條に依り效力を失ひたる旨宣誓の上告發 (information on oath) を爲す者あるときは裁判所は假出場者に對し逮捕狀を發することを得、逮捕狀を執行したるときは本人を簡易手續裁判所に引致すべきものとす、簡易手續裁判所に於て假出場許可の效力消滅したることを確認したるときは本人をボルスタル院に還送すべき旨を命じ仍ほ還送の準備整ふ迄裁判所の管轄區域内に在る監獄に一時拘禁すべき旨を命ずることを得

(六)假出場に因る釋放中の日數は拘禁期間の一部として之を通算す但假出場の許可か取消され又は其效力を失ひたる後本人が歸院を怠りたる日數は之を拘禁期間に通算せず

料

(七)本條に依る假出場許可證は國務大臣の定めたる様式及び記載條件を具備することを要す

第六條 拘禁期間満了後に於ける監視

(一)ボルスタル院拘禁の言渡を受けたる者は其拘禁期間満了後六ヶ月間地方監獄監督事務官の監視に附せらるるものとす

(二)地方監獄監督事務官は前條の規定に則り其監視の下に在る者に對し解放許可證 (licence) を附與し、又其附與したる許可證を取消して本人をボルスタル院に召還することを得、ボルスタル院に召還したる者は三ヶ月以下の期間同院に拘禁したる後何時にても再び之に許可證を附與することを得、召還の處分は地方監獄監督事務官が本人保護の爲め必要と認めたる場合に限り之を爲すべく又召還せられたる者には成るべく速かに假出場許可證を附與し遅くとも召還後三ヶ月を超ゆへからず、仍ほ如何なる場合に於ても前掲六ヶ月の監視期間満了後引續き本人を拘禁することを得す

(三)拘禁期間満了前附與せられたる假出場許可證は拘禁期間満了後と雖も本條に依る監視期間中は仍ほ其效力を持續す、右許可證は前條に定めたる方法に依り之を取消することを得

(四)國務大臣は何時にても本條の規定に依る監視の執行を免することを得

第七條 改善不能者其他の不良者の監獄移送

ボルスタル院の在院者にして改善の見込なく又は他の在院者に惡感化を及ぼす旨當該ボルスタル院の評議委員より國務大臣に報告ありたるときは國務大臣は其者の在院期間の殘部を重役禁錮又は輕役禁錮 (imprisonment with or without hard labour) に變更することを得、禁錮期間は在院期間の殘部を超へざる範圍内に於て國務大臣之を定む

第八條 ボルスタル院より釋放せられたる者を保護する團體の經費に對す

る國庫の補給

ボルスタル院より無條件又は條件付にて釋放せられたる者の保護又は監視を引受けたる團體に於て之れが爲めに要したる費用は議會の承認を経たる經費を以て之を補給することを得、補給額及び補給の條件は大藏大臣の承認を得て國務大臣之を定む

第九條 合衆王國の一部より他の部分への移送

國務大臣、蘇格蘭事務大臣、愛爾蘭總督は何れも其管轄地域に於ける本法の執行官たる資格に基き其管轄部内に於てボルスタル院拘禁の言渡を受けたる者を他の部内のボルスタル院に移送する旨を命ずることを得、此場合に於ては移送先の執行官の同意を得ることを要す

第二章 常習犯罪者の拘禁 Detention of habitual Criminals

第十條 懲役刑に附加して豫防拘禁を言渡す裁判所の權限

(一)本法施行後犯したる重罪(Crime)に付き正式裁判手續に於て有罪の判定を下したる後犯人自ら常習犯罪者たることを認め又は陪審官に於て同一の認定を爲し而して裁判所は其者に對し懲役刑を言渡す場合に於て本人の犯罪的慣習及び生活方法 (criminal habits and mode of life) に徴し一般公衆を保護する爲め其者を長期間拘禁するを適當と認むべきときは裁判所は五年以上十年以下の範圍内に於て期間を定め懲役の刑期滿了後引續き拘禁する旨を言渡すことを得、此拘禁は以下之を豫防拘禁(Preventive detention)と稱し懲役及び豫防拘禁の執行中に在る者は千八百七十年の失權法(Forty-fourth Act)並に其他一切の法律の適用上重罪受刑者 (Person convicted by felony) として看做す

(二)何人と雖も陪審官が證據に依り左の事實を確認したる場合の外常習犯罪者たる認定を受けることなし

(イ)年齢十六歳に達してより第一項に掲けたる有罪の判定を受ける迄の間に本法發布の前後を問はず少くとも三回重罪 (Crime) に因り有罪の判定を受けたるに拘らず仍は不良若しくは犯罪的生活 (dishonest or criminal life) を持續したることを

(ロ)先に處斷せられたる際常習犯罪者たる認定を受け豫防拘禁に處せられたること

(三)本條に基き提出する正式裁判手續は公訴狀には訴追する犯罪を記載したる上犯人は常習犯罪者なる旨を開示するを以て足る

(四)正式裁判手續に依る公判に於ては先づ公訴狀に記載ある犯罪事實のみに付犯人を訊問すべし、犯人其罪を自白し又は陪審官に於て有罪の判定を爲したるときは進んで常習犯罪者なるや否の審問に移り犯人自ら常習犯罪者たることを認めざる以上は陪審官に於て其眞否を判斷すべし、此際陪審官は更めて宣誓を爲すことを要せず

左の手續を履行するに非されは正式裁判手續の公訴狀に犯人が常習犯罪者たる旨を附記することを要す

(イ)公訴局長 (Director of Public Prosecution) の同意を得ることを

(ロ)少くとも七日前に裁判長及び犯人に對し常習犯罪者たる附記を爲す旨を通知すること

(五)被告人が居常不良若しくは犯罪的生活を營むや否を確定する爲め適當と認むべきときは裁判所は犯人の性格及び世評に關する證據調を爲すことを得、被告人自ら其性格及び世評に關する舉證を爲すの權は之れが爲め妨けらるることなし

(六)本條に掲ぐる重罪 (The) なる語は千八百七十一年の犯罪豫防法に於ける重罪なる語と同一の意義を有す故に本法の附則に再記したる同法の定義は本法にも亦適用せらるへし

第十一條 豫防拘禁の言渡に對して刑事控訴裁判所に爲す控訴
豫防拘禁の言渡を受けたる者は千九百七年の刑事控訴法の規定に拘はらず刑事控訴裁判所の許可なくして豫防拘禁の言渡に對し控訴を爲すことを得

第十二條 一定の場合に於て懲役刑を豫防拘禁に變更する權限

本法施行の前後を問はず五年以上の懲役に處せられたる者本法の常習犯罪者に該當し且つ豫防拘禁に附するを適當と認むべきときは國務大臣は其者が三年間懲役を執行したる後何時にても其殘刑期の全部又は一部を豫防拘禁に變更することを得、但豫防拘禁の期間は前後を通し最初言渡されたる懲役の全刑期を越ゆることを得ず

第十三條 豫防拘禁に附せられたる者の收監

(一)豫防拘禁の言渡は刑期の満了に因ると刑期満了前國務大臣の發したる命令に因るとを問はず懲役刑の終了と同時に其效力を發生す、國務大臣は各事件の情狀殊に當該受刑者が懲役のみに處せられたるものとせば通常假出獄 (licensed to be at large) を許可せらるべき時期を斟酌し刑期満了前懲役

終了の命令を發することを得

(二)豫防拘禁に附せられたる者は國務大臣の指定したる特別監又は特別區劃に拘禁せられ且 (本法に別段の定なき限り) 懲役囚と同様懲役刑に關する現行法規の適用を受くべきものとす

懲役囚及び懲役監に適用すべき監獄法規は國務大臣が千八百九十八年の監獄法に基き處遇を緩和する爲め設くることを得べき特別規定と共に豫防拘禁執行中の者及び之を收容する爲め特に定めたる監獄又は監獄の區劃に之を適用す

(三)豫防拘禁執行中の者には本人をして出獄後善行を保ち正業に就くの意思と實力を養成せしむる旨趣を以て之に適當なる訓練と教育を授け且此方針に依り適當の作業を科すへし

(四)國務大臣は豫防拘禁に附せられたる者を收容する監獄又は監獄の區劃に對し評議委員會を設くることを要す、評議委員の内少くとも二名は治安判事を以て之に當つへし、評議委員會の權限は國務大臣の定むる監獄事務章程に之を規程することを得

第十四條 條件付釋放を命ずる權限

(一)國務大臣は豫防拘禁執行中の者に付執行後少くとも三年に一回、本人の身分、來歴及び其他の事情を調査し假出獄を許すべきや否若し之を許すべきものとせば如何なる條件を附すべきやを定むへ

し

(二)豫防拘禁執行中の者か向後再犯を斷念し有用にして勤勉なる良民の生活を營むべき見込十分なるとき、犯罪を爲す能力失ひたりと認むべきとき又は其他の事由に依り本人の解放を適當と認むべきときは國務大臣は豫防拘禁執行中の者に對し何時にても假出獄を許すことを得

(三)前項に依り假出獄を許可せられたる者は善行を保ち (on probation) 且つ其者の引受を承諾したる團體又は個人にして假出獄許可證に記載しある保護者の監督若くは命令を受け又は其他假出獄許可證に指示したる事項を遵守すべき條件の下に釋放せらるることを得

(四)懲役監監督事務官 (Director of Convict Prisons) は豫防拘禁執行中の者の行狀及び作業の勉否を調査し且本人出獄後の成績に付見込を立て國務大臣に定期の報告を爲すへし、此調査を爲すには豫防拘禁に附せられたる者を收容する監獄を評議委員及び其他の男女を以て組織する調査會の補助を受くへし、右調査會の委員は國務大臣隨時之を任命す

(五)右調査會は各委員をして豫防拘禁中の者を接見し且懲役監監督事務官を補助するに付必要なる報告を作成する準備を爲す爲め命令の定むる所に從ひ六ヶ月以内に定時會議を開くへし右の外必要ありと認むるときは臨時會議を開き特殊の事件に付き特別報告を爲すことを得

(六)本條に依る假出獄許可證は國務大臣の定めたる様式及び記載條件を具備することを要す

(七)懲役囚の假出獄に關する規定は豫防拘禁中の者に之を適用せず

第十五條 條件付釋放を許可せられたる者に關する規定

(一)假出獄者を監督指導する團體又は個人は國務大臣の定めたる規程に從ひ定期に被保護者の行狀及び境遇を國務大臣に報告すへし

(二)本章に依りて許可せられたる假出獄は國務大臣の命令を以て何時にても之を取消すことを得、假出獄の許可が取消されたるときは假出獄者は釋放せられたる監獄に復歸することを要す若し復歸せざるときは裁判所の令狀を待たず直に本人を逮捕し監獄に引致することを得

(三)假出獄者か保護者たる團體又は個人の監視を脱し又は假出獄許可證に記載ある條件に違背したるときは假出獄の許可は當然其效力を失ひたるものと看做し本人を監獄に還送することを要す

(四)假出獄者を釋放したる監獄の所在地又は假出獄者の所在地を管轄する簡易手續裁判所に假出獄の許可か本條に依り效力を失ひたる旨宣誓の上告發を爲す者あるときは裁判所は本人に對し逮捕狀を發することを得、逮捕狀を執行したるときは本人を簡易手續裁判所に引致すへし、簡易手續裁判所に於て假出獄許可の效力消滅したることを確認したるときは豫防拘禁の執行監獄に還送すへし、仍

は還送の準備整ふ迄該裁判所の管轄區域内に在る監獄に一時拘禁すべき旨を命ずることを得

(五)假出獄に因る釋放中の日數は豫防拘禁期間の一部として之を通算す、但假出獄の許可が取消され又は其效力を失ひたる後本人が歸監を怠りたる日數は豫防拘禁の殘期に通算せず

第十六條 絶對的放免を命ずる權限

國務大臣は本章の規定に依り假出獄を許可せられたる者に對し何時にても絶對的放免を命ずることを得、假出獄に因り釋放せられたる後許可の條件を遵守し犯罪を避け五年を経過したる者に對しては絶對的放免を命ずるし但他に存在する釋放權は之れが爲め其行使を妨けらるることなし

第三章 通則

第十七條 スコットランドに於ける本法の施行

(一)本法第一章は蘇格蘭に之を施行す(ボルスタル院に代ふるに蘇格蘭事務大臣の定むる別名の收容所を以てす)本法の施行期日及び收容所の開設期日は同大臣の署名捺印を具ふる命令を以て之を定め「エディンボロー、ガゼット」紙に之を告示すへし

(二)蘇格蘭に於ける本法の施行に付ては本法中合衆王國の一部より他の部分への移送に關する規定を除く外「蘇格蘭事務大臣」を以て「國務大臣」に「蘇格蘭地方監獄監督事務官」を以て「地方監獄

監督事務官」及び「懲役監獄監督事務官」に、千八百六十年乃至千九百四年の蘇格蘭監獄法を以て千八百六十五年乃至千八百九十八年の監獄法に、千八百七十七年の蘇格蘭監獄法を以て千八百九十八年の監獄法に代へ「知縣」(Sheriff)を以て簡易手續裁判所に代ふ、又前科に關して使用せらるる「重罪」(Crime)なる語は之に代ふるに「正式裁判手續に於て處斷せられたる重罪」(Crime)を以てす

(三)第十條の(四)は蘇格蘭に施行せず、之に代ふるに左の規定を以てす

「本條の適用に基く正式裁判手續に於て被告が第一回公判期日に無罪の陳辯を爲し第二回公判期日に於ても其犯罪を自認せざるときは先づ陪審官をして宣誓せしめたる上起訴狀の記載に従ひ犯罪事實を審理すへし、右審理の末被告に對し有罪の判定を下したるも本人自ら常習犯罪者たることを認めざるときは同一の陪審官をして再び宣誓せしめたる上常習犯罪者なるや否やを審理すへし、若し第一回公判期日に於て被告が犯罪行為を自認したるも常習犯罪者たることを否認したるときは其抗辯を録取し第二回公判期日に於て被告が仍ほ自認せざる限り陪審官をして更に宣誓せしめたる上常習犯罪者なるや否やを審理すへし」

本條に依る起訴に基き開始したる正式裁判手續に於ては千八百八十七年の蘇格蘭刑事訴訟法第三十一條の規定は被告が同條の重罪 (Crime) を犯したること並に常習犯罪者たることを自認する旨の

告白を爲したる場合に非されは之を適用せず、被告か前記の告白を爲したるときは知縣は被告に對し刑の言渡を求むる爲め本人を高等裁判所 (High Court of Judiciary) に引渡すべし

(四) 第四條(六)は蘇格蘭に之を施行せず

(五) 第十一條は蘇格蘭に之を施行せず之に代ふるに左の規定を以てす

「蘇格蘭に於て豫防拘禁の言渡を受けたる者は其言渡に對し控訴裁判所に控訴を爲すことを得、控訴裁判所は三名以上の高等裁判所判事を以て之を組織す、高等裁判所は時々控訴取扱規程を發布する權限を有す、控訴取扱規程は成るべく速に議會の兩院に提示することを要す」

第十八條 アイルランドに於ける本法の施行

愛爾蘭に於ける本法の施行に關しては左の變更を加ふ

(イ) 本法中合衆王國の一部より他の部分への移送に關する規定、第一章の施行細則に關する規定、及び第二章の監獄規則に關する規定を除く外、國務大臣の所管事項は愛爾蘭總督の所管とす

(ロ) 本法第一章の施行細則及び第二章の施行に關する監獄規則は愛爾蘭監獄局 (General Prison Board for Ireland) に於て之を作成し愛爾蘭總督及樞密院の承認を経へし、千八百七十七年愛爾蘭監獄法第五十七條の規定は前記監獄規則に之を適用す

資

(ハ) 地方監獄監督事務官及び懲役監獄監督事務官の所管事項は愛爾蘭監獄局の所管とす

(ニ) 千八百六十五年乃至千八百九十八年の監獄法は千八百二十六年乃至千九百七年の愛爾蘭監獄法を以て之に代ふ

(ホ) 公訴局長は愛爾蘭檢事長 (Attorney General for Ireland) を以て之に代ふ

(ヘ) 刑事控訴裁判所に於ける控訴の規定は之を施行せず、然れども正式裁判手續に於て常習犯罪者として起訴せられたる者に對し陪審官か本法に依り常習犯罪者たる認定を下したるときは千八百四十八年の特別刑事手續法 (Crown Cases Act) は爾後の修正及び當然生ずべき變更と共に適用せられ、常習犯罪者たる認定に關する訴訟手續は同法第一條を適用すべき犯罪に關する審問手續と同一に看做し常習犯罪者たる認定を受けたる者は同法第一條の犯罪に因り處斷せられたる者とは同一の取扱を受くべきものとす

第十九條 略稱及び施行期日

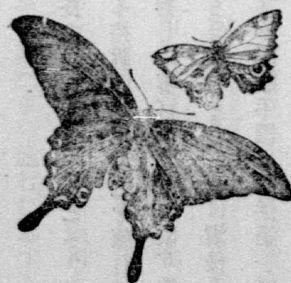
(一) 本法を引用するには千九百八年の犯罪豫防法の略稱を用ふることを得

(二) 本法は千九百九年八月一日より之を施行す

附則

料

重罪(Crime)と稱するは英克蘭及ひ愛爾蘭に於ては總ての重罪(Severe)の外、偽造變造貨幣行使の罪、偽造變造金銀貨幣所持の罪、詐欺取財の罪、詐僞共犯の罪及び千八百六十一年の竊盜法(Larceny Act)第五十八條に掲げたる總ての輕罪(misdemeanour)を謂ふ



雜

錄

獨逸に於ける女監事情

本篇は獨逸に於て一廉の教育ある某女史がマリイ、ホッフの變名を以て、在獄三年と題し女監内の事情を著述せるものに係り、單に女監生活の内情を知り得るに止まらず、極めて趣味あるものなれば、茲に其大要を摘譯して載録する事となせり、若し夫れ些少にても囚徒の處遇其他獄政の改善に資する所ありて他山の石たらば、實に望外の幸なり、唯勉めて原文の意を失はざらんことを欲したれば、譯文蠅を嚼むが如く信屈硬澁たるを免れざるを遺憾とす。

緒言

(編者識)

妾は茲に大膽に且臆面なく、事實の真相を露骨に描寫して、這裏の消息を知らざる世の多くの人達に告白し、若くは之を知るも皮相的に誤解せる點を氷釋せしめんと欲するものは、他でもありません、開は妾が一種の義侠心に驅られ心にもあらぬ偽證教唆罪を自白したるため、一千九百一年D地方裁判

所に於て、威嚴ある裁判官の嚴格なる宣告の下に懲役三年に處せられ遂にX監獄に服役する事になりました、其監獄の内情であります。

抑も妾が本書に於て在監中見聞し實驗した事柄を、詳細に偽らず飾らず紹介しまするのは、敢て讀者の好奇心を挑發しようと思ふ野心に出たものではありません、否な寧ろ妾の希ふ所は監獄の薄暗き壁の背後に潜み居る神秘を世に暴露して、彼の憐むべき罪人が再び娑婆の光明に浴せる曉に於て、社會の所謂善良なる人達より特種の人間であるかの如く齒ひするさへも恥る様に嫌忌され、果ては求めて職を與へず、頼りて力を假さず、現世から無形の桎梏を受けて虐待され蛇蝎視され。又監獄は惡人養成所の如き恐ろしき闇黒裏なりと考へ居る、是等感想を有てる人々に對し、眞狀を明にして其惑を解かんとするの微衷に過ぎないのであります。

されば妾は獄中生活及監獄制度、並に在監女囚の狀態を有の儘に寫して、一編の風俗史たらしめんと思ひますれど、素より小範圍の風俗畫で、即ち適切なる言葉で以て申しますれば風荒き浮世と隔絶せる圍園内の風俗畫であります、去り乍ら全然生活の實狀を描く目的でありまして、普通門外漢の寫すが如き全く事實に適合せざる突飛なる臆斷の下に、徒らに人の興味のみを惹かんとする滑稽畫たることは固く避くる積りであります。

偕て一度憫むべき彼等罪囚に對し研究の趣味を有する様になりますれば、自から再び救ふ可らざる廢人と看做し、又是に觸るゝを以て猛烈なる黑死病に接近するより以上に恐ろしいもので、到底人間の屑であると思つたのが分明つて來て、乃で始めて貴き友情者及び眞の好意者は、單に免囚保護會に加出し毎年寄附金を納むるのみを以て足れりとせず、自ら進んで是等の事を企畫し、試験し、觀察し、研究するに至るであらうと思ひます、而かもそれ等の努力は徒勞に終らざるのみならず、孰れの方面に於ても極めて有益に、極めて満足なる結果を得るであらうと信じます。

若し一片慈愛の眼を以て觀察する者あらず、可憐なる多くの彼等男女囚にも温かき人情の籠れる血が通ふて居ることを曉ると同時に、唯過度なる激情、即ち一時の情熱に驅られて嚴格なる正道を踏外すものであるといふことが明になるでありましょう、又彼等囚人の悲酸なる境遇には、餘義なくさるゝ事情の在るあつて、皮相的に之を理解することの出來ぬものであると寛大に假借するでありませう。

妾も亦過去に於て現在と異つた考を有つて居りました、妾の父は世間より尊敬を受ける程の徳望家であつて、妾は其父の言行を見習ひて、平素何事にも寛恕する意思を有つて居たにも拘らず、大部分の犯罪徑路の當初既に誤れる教育又は惡感化の犠牲となつたる彼等不幸者よりは、頗る優等人種で

あると思ふて居りました。然るに妾の獄中に於ての経験は、初めて妾に一層良き教訓を與へました、即ち妾自身が不幸者の仲間の一人となつて爰に始めて淪落し果てたる人、所謂「失はれたる男女」も總ての世間の人と變つたことのない普通の人間で、加之も感情も同一であれば、缺點や弱點も同一で剩さへ愛情さへ美點さへ何等異ならないと云ふ事を知りました、此に於てか妾は必しも常に品性の良不良が、監獄に送らるゝ標準となるものでない、一言以て之を蔽へば監獄に繋がるゝもの、必しも常に惡人ではないと云ふことが明りました。これと同時に血氣未だ定まらず赤き血の湧き立つ青年が監獄の如き境遇に一度身を置く以上、良化せらるゝよりも寧ろ惡感化を受くるを免かれないと云ふ事をも知りました、然ればこそ妾は多數の出監者が、復たび此の如き處に歸りまじこの確信の下に、禁じ難き喜を抱いて出て行つたにも拘らず、其監獄に屢々而かも間もなく歸り來る原因を知るの端緒を得たのであります。

妾は不幸なる罪囚の爲めに、幸しで得たる知識を普及せしめたき希望の抑へ難く、茲に妾の實驗を公にする事に決心しました。

然るに妾は何故本名を顯はさぬか、又何故眞實の地名や人名を明かさぬかと云ふに、這は恥辱を掩はんが爲でもなく、況んや又自己の都合上に出たのでもない、全く妾に密接の關係ある不幸な人に遠

慮し、又妾の暴露せし秘密が全然事實なる爲め、或は迷惑を感せずと思ふ氣の毒なる罪囚に對して顧念したる爲なのであります。

併し乍ら若し詳細なる説明を得たいと望まるゝ熱心なる讀者があつて、本書の出版書肆に御問合になる勞を取らるゝものあらば、書肆は必ずや御希望に應じ相當の御返事を致すであらせう、又妾自身も質問に對しては、喜んで會談もし御回答も辭せざることを誓ひます。

第一收 監

時は一千九百一年、炎威熾くが如く金をも鏢かす七月の或日の清き曉に、妾は殆んど九ヶ月の其間未決拘留に其身の自由を失ひし日より、X懲役監に護送せられました。

偕て受刑者を護送する場合には、特別な護送人があつて官の委託を受けて其任務を果すのであります、此等人々の本業は大概小職工で、比較的好報酬を得る囚徒護送を副業として營むに過ぎないのであります、而かも彼等は此職務に就いては特別の義務を有し、何時にても命令一下之に應ずる準備を常に整へ置かねばなりません、されど彼等は別に制服を着する必要はない、唯通常數人の護送人が戒護を委託せられたる囚人と共に三等室の一部に楯籠るのであります、かく特に一部を占領して離隔するのは、總べて受刑者は一般旅客に接近せしむべからずて護送に關する法規を遵守するのであ

つて、此隔離したる位置を取るに當てや、通常先づ護送と大呼して彼等が何者であるかといふことにつき車掌の注意を喚起するのであります。

妾に附添ひし護送人は涙ある男で、妾が相當の年齢で、加之も相當の位地を有し相當の教育もあり且つや纖々たる婦女子の身を以て楚囚となることの、如何に恥辱で如何に苦痛であるかを察してなるべし、妾をば例外として特別の取扱を廢め、單獨に護送することになりました、這是極めて稀のことであつて、それが爲め旅客は誰一人同車中に受刑者のあることを氣付くものがなかつたのであります。

驛がて豫定地に到着すると、停車場から小市街を縦斷して約二十分間計り懲役監に向つて歩みました、該市街たるや實に清潔で、大小の街路井然と極めて美しく、之に接する人をして甚だ快き印象を與へました、亦監獄の門より進んで獄裡に足を踏み入れた時の印象も同様で、陰鬱とか又は恐怖とか云ふ様な事は微塵もなきのみか、寧ろ居心地の好き感じがしました、そしてそれが恰かも新入監者に直様懲役監の恐ろしさを知らさぬ様に故さらに仕向けた趣があつたのであります。

殊に妾が愉快を覺へたのは入監の砌で、此監獄に於て通常護送者を受取る役目の女監取締部長が、毎年夏季休暇の際は不在であるが、其代理を勤めて居る女監取締部長が、誠に慈悲深き親切な老婦人

であつた事であります。然れば妾は妾の全刑期中、此代理女監取締部長とは關係が甚だ良好で、且頗る愉快であつた、故に決して代理女監取締部長に尊敬を拂ふことを忘れなかつた、幾年を経たる今日尙且感謝的敬意を有して居るのであります、代理女監取締部長の眞に慈悲深き取扱方は、妾の悲しき運命の慰安となつことは非常であるにも拘らず、自身並に職務上に關し何等威嚴をも傷けなかつた、假令其人を譴責する場合の如き、温和なる態度で而かも威嚴を損せず、諄々其非を諭すので、何人も感情を害するものがありませんで能く心服しました。

斯く言はゞ或は讀者の中、妾が刑期中役人より特に例外的待遇を受けたるかの如く誤解をせらるゝ方もありませうが、決して斯かることのなかつたのは後述に依て明かなる事と存じます。

護送人は宏大なる門の鐘を鐺々と鳴らしました、そうすると門衛は開門して妾等を最下層の移監者室に導きました、同時に這つて來た女監取締部長は、護送人をば見なかつたと見へて、直ちに妾の方に振り向きて「貴女は何誰に御用ですか」と聞きますと、門衛は取り敢へず其誤解を辨明しました、スルト護送人は進み出で、護送書類を交付した、乃で女監取締部長は書類を一見したる後、妾に對つて「サアこちらへ御入來」と柔しき言葉もて導かれし時は眞に無限の感に打たれました。

爾來かくの如く女官吏や老官吏の如きも亦妾を「お前」と呼ぶ程に馴れ親んだ、されば妾の放免せら

る、少し以前である、大臣の訓令に依り「お前」といふ稱呼を職務上廢止せられたる時に於ても尙妾に對してのみ此稱呼を存續せられたき旨を二三の官吏に依頼した位である。

之に反して若し會計係の書記などで青年の男官吏が、横柄に輕蔑的に、命令句調を以て「お前」と呼んだ時には、眞實妾は屈辱の念が勃々と起るのを禁じ得なかつたのであります。(未完)

恩赦囚再犯の徑路に就て

恩赦囚再犯の徑路に關し前號の紙上に掲載する所ありしが最近巢鴨監獄に入監したる者の再犯徑路に就き調査方同監に囑託したるに左の報告を得たり。

一、大正元年十一月二十五日當監獄に入監せし竊盜四犯懲役八年某甲は同年十月二十八日某監獄を特赦せられ、同監所屬保護所某會に收容せられ、直ちに電報を發し郷里に出迎を要求したり、然るに曩に郷里に在りて知り合ひし乙某も特赦にて同會に收容せられしに會す、乙某は某甲の賞與金を有するを奇貨とし、歸郷を止め當地に於て就職の利益なる事を説いて止まず、元來某甲は石工にして建築工事のため移監せられしものなれば此地に知人もなく、且郷里より實兄の出迎ひあるを以て

乙某の言に従ふに頗る難色あるを察し、乙某我に策ありと私かに牒し合はす所あり、翌日に至り彼は一人の男を拉し來り之を某甲の兄に假裝せしめ、保護會主任に面會し、引取りのために出京せしものと偽り、出監者に對し種々訓戒する所あり、金員の交付をも受けて相伴ひ同會を出たり。

乙某も亦途中にて相會し、停車場に至りしに、右假裝の兄は失敗し金を要すとて十五圓を貸さん事を迫まりしかば之を渡し、同夜は他の出獄人某方に一泊し、翌夜は遊廓に入り、所有金全部を費消し、第三夜は乙某に引連れられ青山附近の某宅に忍入り衣類を竊取し、本人は之を待ち受け携帶せしより警察署の手に逮捕せられ、乙某は逃亡せり。

二、同日入監詐欺四犯懲役三月某も某監獄より某監獄に移送せられしものなるが、大正元年十月二十九日同監より特赦せらる、典獄より特赦申渡と共に必す歸國すべしと命せられ、賞與金六十錢及領置金四圓三十錢を交附せられ看守一人に送られ、東京上野までの切符を買ひ與へられ、殘餘を懷中して汽車に搭したり、途中食事等に之を費し上野に降車せし時は僅かに二十錢程を餘すのみ、之にて靴下一足を求め了る、元來叔父が本所區林町に居住するを以て、上野より郷里千葉縣下に歸する旅費を借る意思なりしも、土産物を求むる事も難く、且着衣粗惡なるを以て初志を變し、東京品川に埋立工事あることを途中にてきゝ込み、之に勞働せんと徒歩同地に赴きしも雇使を拒絶せら

れ、窮餘空腹と寒氣に堪へ難く前後の心慮なく附近の飲食店に入り、九十四錢に價する飲食物を命し代金を支拂はざるものなり、同人はもと大酒の癖ありしものなり。

三、大正元年十二月七日入監、文書偽造行使有價證券偽造行使詐欺取財懲役六月某は同年十月二十三日某監獄を特赦せられ、東京市内妻の許に歸住し、實兄の保護監督の下に實兄の業務なる形附け藥物職に先従事せしこと九日間にして、素行等不良の點なかりしも、前刑の共犯者たる某が餘罪の爲めに逮捕せられたるが爲に亦其連累として拘禁せらるゝに至れりといふ。

四、大正元年十二月九日入監せし竊盜十一犯懲役十年某は、十月二十七日に某監獄を特赦せられ、一時同監所屬の保護院に收容せられたり、時に監獄より交付せられし賞與金五圓程ありしが豫て東京に歸りて生活の途を立てんどの意あり、翌日東京に在る某保護所に引移ることになり、保護院より紹介を受け、且更に金一圓二十錢を給與せらるゝ、着京の上同所に起臥すること五日、其間別に職業を授けらるゝことなかりしも、適々他の授職せらるゝ者を見るに、勞働業に過ぎず、到底虛弱なる自己の耐へ難かるべきを虞れ、寧ろ自ら職を求むるに若かずと、無斷同所を立出て、安宿に止宿し職業を搜索しつゝありし際犯罪の嫌疑を以て逮捕せられたり、されど別に犯罪なく唯保護所を出づるに當り洋傘一本及金三十五錢を竊取せしより右十年刑を申渡された。

五、同日入監賭博四犯懲役一年六月某は同年十月二十九日某監獄を特赦せられたり、其際身寄どてはなく、唯多年止宿せる木賃宿女主某に通知を乞ひ、同女は衣類持參の上出迎ひたれば相伴ひ右宿に至り、以前の賭博友達より醜金を得て資本となし前業なる空箱買に従事せり、出監後一ヶ月程を経て舊知人なる某方を訪ひしが、恰も賭博中なりしかば遂に之に加はり逮捕せらる。

六、同年十二月十九日入監賭博三犯懲役二年某は同年十月二十六日某監獄を特赦せられ舊知人(賭博仲間の常習者なる某)方へ通知せられ、同人の妻に出迎られ其宅に至り見れば、生計貧困にして永く滞留するに忍びず、よりにて更に舊知人夫婦某の所に身を寄せ、本業たる杵大工に従事しつゝあり、偶々同町の馬肉屋に遊びしに、以前の賭博友に會し、相共に飲酒し博戲をなせり。

七、同日入監竊盜二犯懲役五年某は十月三十一日某監獄を特赦せられ、實兄の出迎を受けて歸住せしが、之より先き離別せる妻との間に一子あり、之を引取り里子に遣はし、在監中は實父か奉公をなし扶持を仕送りつゝありしも、養育不完全にして衰弱甚だしく、惘然に堪へざるを以て之を手許に引取り、實父及次兄の補助をうけ扶育せんと企つ、而して自己の生計は内職により立つる外なしと考へ、自ら保護會理事を訪ね内職の周旋を乞へり、時に該理事は切に其方法の不可なるを説き、小兒は他の然るべきものに託し、自らは勞働に就くへしと諭せしも遂に肯んぜず、由て已む事を得

す相當收益ある籐表編職に紹介したるに練習に日を費やす事約一週間にして、日收二十錢より三十錢までを得るに至れりて、本人も頗る満足せり、爾後兄と分離し一家を構て、育兒と内職とに勵みつゝありしが、附近に小兒を養子に貰ひ度しと或懇望なるものあり、之を遣はすことにし、父兄よりも多少の補助を仰き、自分に於ても力の限りを盡して支度をなし、併せて送籍の手續をも了したり、由て自ら奉公口を求んと口入屋を訪ねつゝある途上、不圖荷車上にありし米壹斗五升餘を入れし袋を竊取し、之れにて自分の衣類を調へ、且小遣錢に供せんと企てたり、時に十二月六日にして出監後三十五日目なり。

八、同年十二月九日入監詐欺二犯懲役一年某は十月二十日某監獄を特赦せられ、一旦保護所に收容せられ同日實父の出迎を受け、歸宅し、翌日は實父同道保護會に出頭し將來の心得を聞かせられ、監獄より交付せられたる賞與金參圓四拾錢を受取り、父の方にありて其業務たる穀屋の手傳をなし、て八日間在宅せしが、後或牛肉店の配達に雇はれたり、之より先友人に負債もあり、且給料等も未だ支出せられず、既に自己の所有金もなき所より惡心を生し、言を支拂の剩錢に託して之を騙取すること三回に及びたり、全く本人には飲酒の癖あり随つて金錢を浪費せしものと認めらる。

大正元年十一月末日現在各監人員表

(△減)

統

十

刑事被告入	男	女	計	現月未日	前年同月	前月比較	前年比較
受刑者	四、三一四	二六五	四、五七九	四月、四七五	五月、二六八	一〇四	△九八九
勞役場留置者	五五、二一五	二、八七三	五八、〇八八	五九、一五〇	六一、九八一	△一、〇六二	△三、八九三
懲治入	七九三	一一三	九〇六	八四五	一一、四九九	六一	△二四三
帶兒入	三〇	三八	六八	六七	八五	一	△一七
監獄	五九、六七四	三、一〇六	六二、七八〇	六三、四六二	六七、五〇三	△六八二	△四、七二三
警察署	六七八	一八三	八六一	一〇七五	九八一	△二一四	△一、二〇〇
留置場	六〇、三五二	三、二八九	六三、六四一	六四、五三七	六八、四八四	△八九六	△四、八四三
備考	內朝鮮人受刑者男一八人、女一						

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

刑事被告人

受
刑

者

吉 清 刊 圖

同男

三

1

北 英
米
合 吉

同 同

1

西

同 1

總

男

三

1753

大正元年十一月末日現在受刑者罪名表

(△減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月	前月比較	前月比較	本月中旬受刑者	前月比較
強盜	二六、七〇六	一、四二二	二七、八四八	二八、一六三	二八、一六三	△二八一	△三八三	二八、一六三	△一八九
竊盜	三、三〇七	一一二	三、三一九	三、三五四	三、三五四	△三五	△五三	三、三五四	△一七
賭博及博當	四、一五九	一一六	四、二八五	四、二二一	四、〇七四	六四	二一一	五、一五	△八四
詐欺及恐嚇	六、九八二	二二九	七、二一一	七、四五六	七、七四四	△二五六	△五三	三、〇八	△八八
横領	二、七五五	五八	二、八一三	二、八六〇	三、一九六	△四七	△三八三	六、七	△一七
國物ニ關ス	五七三	七三	六四六	六七九	八一〇	△三三	△一六四	一三	△一七
毀棄及隠匿	八〇	一一	八〇	八二	九六	△二	△一六	二	△七
通貨偽造	三三二	一一	三三三	三六一	四七六	△一八	△一三三	一五〇	△一二
文書、有價證券偽造	一、六五九	三七	一、六九六	一、七七五	二、〇三〇	△七九	△三三四	一〇	△一
印章偽造	一二二	三	一二五	一二七	二九六	△二	△二一	三〇	△一
偽證及隠匿	一二九	一	一二九	一二九	一五〇	△二	△二四	五	△一
偽證及隠匿	六八	一	六九	七七	九三	△八	△一四	二五	△一
偽證及隠匿	四二二	二九	四五〇	四五四	四五一	△四	△一	一五四	△四一
偽證及隠匿	一、七二四	三〇	一、七五四	一、八一二	二、一八八	△五八	△四三四	六一	△九
偽證及隠匿	二、六六四	二〇五	二、八六九	二、八八八	二、九八八	△一九	△一四	八	△四
偽證及隠匿	七二	二〇四	二七六	二六五	二九九	△一	△二三	四	△二
偽證及隠匿	一七	三	二〇	二〇	三二	〇	△二	二	△二

大正元年十一月末日現在在監人員監獄別表

(△減)

法	放	監	陸	森	規	則	以上	總
公務執行妨害	四〇	六一	六〇	三	一、六五九	三九一	五五、二一五	五五、二一五
送、犯人隠匿及隠匿	八三	一	一	一	三三七	二三五	三八七	三八七
逃走、犯人隠匿及隠匿	一二三	六二	六〇	三	二、〇〇六	七八八	四八八	四八八
居住ヲ侵ス	一九〇	一	一	一	一九一	四六	五八、〇八八	五八、〇八八
略取及誘拐	一三二	一九	一	一	一五二	二二	一五〇	一五〇
陸海軍刑法	五二	一	一	一	四九	二六	一、〇四六	一、〇四六
森林法	二二六	一	一	一	二二六	四四	△一九四	△一九四
兵令	二二	一	一	一	二二	七一	△五九	△五九
郵便及電信法	四六	一	一	一	四六	四七	△一、〇六二	△一、〇六二
警察規程罰令	五五三	一	一	一	五五三	四七	△二五八	△二五八
犯及諸規則違犯罪	三九一	一	一	一	三九一	四七	△二六八	△二六八
計	五五、二一五	三八七	四八八	一五〇	二、〇〇六	七八八	四八八	四八八

關	東	市	縣	被	受	留	懲	治	入	携	合	計
東京	六三三	七〇三	二〇	二、三一	九二四	二、三一	四	一、三六二	九二四	二、三一	二、三一	二、三一

區國四				區				西				區北東			
福	長	高	高	松	島	山	廣	神	和	奈	大	秋	山	青	盛
岡	崎	知	山	江	取	口	島	山	戸	山	京	田	形	森	岡

二五二	一九六	七六	五二	三三	二九	三五	六二	五五	一三八	二八六	四一三	七三	五四	四〇	一九
-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----

一、七二六	一、七二六	八五三	九六二	九九六	七六一	五九九	六五一	一、一八八	一、一〇二	二、一九二	一、四一七	六七五	七四七	五六七	四一一
-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----

四六	七	五三	三〇	一五	二九	一四	七	三	三〇	三三	二九	二五	三六	一五	三三
----	---	----	----	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	----

一	三	一	三	二	一	一	一	六	五	二	三	六	一	三	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二、〇八六	一、九三二	九八三	一、〇四七	一、〇四六	八一九	六四八	七二〇	一、二四六	一、九四七	二、五七五	一、五三三	八〇四	八五六	九九五	一、五三三
-------	-------	-----	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------

區陸北				區海東				區東							
福	宮	富	金	新	坡	勝	靜	安	名	小	長	甲	宇	水	千
島	城	山	澤	井	湯	早	所	岡	屋	野	府	宮	戶	葉	橋

二〇二	九二	三〇	二〇	二二	五九	二二	六二	一七三	三六	一〇五	一二	七三	七九	三〇	六九
-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----

一、二四九	一、二四九	三三五	五八七	三六三	一、〇一六	七九八	七六九	一、〇七五	二、〇九九	一、三三七	一、四四二	六四五	一、〇六	八七八	一、〇四九
-------	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	------	-----	-------

四七	五	三一	四	一四	六	三	二〇	二二	一九	一七	六	六	二六	一一	二二
----	---	----	---	----	---	---	----	----	----	----	---	---	----	----	----

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一、三九八	一、三九八	三六八	六〇八	三八九	一、〇八九	八二六	八〇〇	一、一五六	二、二九〇	一、三三七	一、五六四	六六四	一、一八八	九八三	一、〇九一
-------	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-----	-------

指紋對照累犯發見成績表

年次	對照ヲ求メタル官署		監獄	檢事局	警察	計	監獄局	合計
	發見數	對照數						
明治四十三年	發見數 一五六	對照數 三六	一五	三四	一七	二〇七	一〇六	一六一
明治四十四年	發見數 三五六	對照數 七七	九二	三七	一九六	六四四	二二七	四四一
明治四十五年	發見數 五一〇	對照數 一一二	九九	四一	七二二	一、三三一	一五二	六三一
大正元年	發見數 一一二	對照數 二二五	九二	九二	九三五	二、一八二	四九五	一、二三三
合計	發見數 一、〇三二	對照數 二二五	九二	九二	四二〇	七三七	四九五	一、二三三
(備考)								
四十三年末指紋原紙總數 十三萬八千九百十八枚								
四十四年末指紋原紙總數 十八萬二千八百八十二枚								
大正元年末指紋原紙總數 二十二萬二千七百七十二枚								

增減	計總	北海				九州			
		道	海	北	沖	區	宮	熊	佐
前月ニ比シ	留置場	十	網	樽	函	三	鹿	宮	熊
前月ニ比シ	計	走	戸	幌	館	池	兒	崎	本
△六八九	四、四八三	三	一	一	一	八	六	四	二
△一〇四	四、五七九	三	一	一	一	八	六	四	二
△一、〇六二	五七、三四三	一、二四七	一、〇六七	一、〇七〇	七〇三	一、四一一	七四七	五八二	六二二
△三、八九三	五八、〇八八	一、二四七	一、〇六七	一、〇七〇	七〇三	一、四一一	七四七	五八二	六二二
△二四三	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△二	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△一七	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△八八九	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△八六	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△六三、六四一	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△八八九	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二
△四、八四三	六八	一三	二	二	二	九	四	三	二

説 林

●酒中毒と犯罪并飲酒は犯罪の原因となり媒介となるものなるがイヴエルネー氏は其關係に就き興味ある研究を公にした

佛蘭西では公衆中に於て亂酔したるものは罰金を科せられ再犯者は獄に投ぜられ時に市民権を剝奪されることになつて居る。併し此法律は亂酔者に酒を賣りし者に對する罰則と同様に其效果は極めて僅少で警官もこれを告めねばなりでなく、他の犯罪者が酷罰を口實として罪を免れんとする有様である。そこで司法大臣は裁判所に向つて判決の際に犯罪者の酩酊状態にありしや否やを注意せしめた。酩酊中の犯罪に於ては被告が常習性飲酒者なるか、或は一時性飲酒者なるかを檢せねばならぬ。著者は此檢査を基礎として統計を取つた。千九百九年に於ては地方裁判所で判決されたもの二八五五人の中一〇%、刑事局で判決された一八九六九の中一七、五%は直接の酒醉作用に因ることを證明し得た。或種の犯罪に向て特に酒醉の悪影響を認めることも出来る。酒醉に因る犯罪は佛國に於ては北部、東北部、西北部で葡萄栽培の盛な南部地方では酒が犯罪に影響することは比較的少ない。

●水口ドクトルは法制時報に述ぶる所あり

迷信に基く犯罪は野り文明の低度なる國民間にのみ限られたる現象にあらずして歐洲の先進國殊に科學の進歩を以て誇る國に在りても尙ほ且つ其事例多し思ふに如斯思想を撲滅するは容易の業にあらずるべしと雖も、世の科學者教育者の責は是として當に爲すべき所ならん抑も何ぞ迷信と言ふか蓋し迷信なるものは一方宗教上の信仰に對し又他方に科學に對するものなり故に基督教徒に取っては他の幾種の異教的見解は之を目して迷信と爲すもの如しと雖も斯る立脚點より絶對的に迷信と否との限界を立つることは不能なり。近世の人類史對た自然科學研究の結果に基く立脚點よりすれば基督教を以て絶對真理なりと認むること能はざるは勿論にして、要するに迷信は單に關係的名稱によりて絶對的の意義を有するものに非ず、唯現時行はるる科學的見地よりして迷信的に見ゆるものか即ち迷信なりと謂ふの外なしと。氏は進んで迷信と犯罪との關係に付き特に「死靈」と「藥劑」としての肉及血なる二項を掲げて幾多の事例を舉示して説明する所ありたり。

●老年の養生法 一に養生二に藥と云ふ如く各人養生を能く守れば天壽を全ふするを得べし而かも養生が生理的生活法に適ふや否やに依りて消長尠からざるべし今老年の養生法に就きビ氏の説を紹介すれば左の如し

著者は更に年齢、職業、住居、教育等と酒客との關係につき統計を以て興味ある研究を報告して居る(神經學雜誌)

●瑞西國に於ける精神病者の去勢及避妊に關し氏は神經學雜誌に於て左の如く論せり

著者はナリッヒ精神病學教室に於て手術的に生殖機能防止を行つたものを行はんとした者との十八例につき病歴を檢査し之に關聯せる醫學上並に法律上の問題に論及した。五人の婦人に於ては避妊法を行ひ、三男五女に於ては去勢を行ひ、一男五女に於ては種々の原因から手術を行はなかつた。手術したものは多くは精神衰弱者で此中からは殺兒犯者、白癡、緊張病者、癲癇病者があつた、手術を行はなかつたものは同様の疾病であつた。手術は兩親又は後見人は患者自身の承認の後行つた。手術の適應症を定むるに最も必要なのは遺傳關係で道德上の缺陥ある人には必ず生殖を妨げねばならぬ。手術によりて色情性其他の犯罪が消失し同性色情倒錯症の傾向もなくなり從て高價を値する監置の必要が無くなつた例も多い。

最後に著者は必要な法律の出来るまでは醫學上の見地から手術の適應症を定むることを希望して居る。

●犯罪と迷信 迷信が犯罪の動機となれる事例は往々ある所にして從て犯罪事件に關係を有する者は特に深き注意を拂ふの實益なしとせずこれに就

プロフエツソールカ、ビュルクネル氏の説によると、人は身體發育の最も旺盛なる時期に於て眞に生理的な生活法を守るべきは、老年に至りて起るべき身體の發育を遲延せしむることを得べし、こゝに云ふところの生理的生活法とは、害生動機を注意して避くるの謂にあらずして肉體及び精神に對する危險物を求め、これに對して身神が十分に抵抗することを爲す方法を講ずるにあり、而して身神の強固ならんことを計るには、身體の官能に十分に理解するを要す、故に生理學を研究するによりて、老年に於ける人體の荒廢の程度を減ずることを得るなりと云ふ。

余はビュルクネル氏の注意はこれを單に老年者に於てのみ適用すべきものなりと信ず、身體官能の十分なる間は決してこれを愛護するの必要なし、七十歳に達して元氣消耗せざるものは、體力を愛護することなくとも更に長く健康を維持することを爲すものなり、若し愛護的方法を取るべきは、身體の原質は衰弱し、且つ身體分解産物の排泄不十分を來たして、中毒性の障礙を起す、老年に至りて體重の減少を起す時期にありても、一定の臟器は盛に發育しつゝありものなり。

ミュールマン氏の研究によると、發育期間の最も長くして、老年に於ても發育を繼續するは、皮膚、腸、肺、心臓及血管等及び身體の表面にありて、外界と物質交換を營む臟器なり、これに亞ぐものは筋肉及び皮膚に最も接近せる臟器等にして、四十乃至五十歳に至るまで發育を繼續す、骨格の重量増加は二十歳位にして停止するもの

なり、最も早く發育停止するは神経中枢器なり。

老年に於て各種の臓器が重量を増加するは、食養法の如何及び身體の新陳代謝の状態に關係すること甚し、且又練習を積み、臓器の官能を十分ならしむることに關係し、初老者は中年期に於ける活動を繼續するを以て、その消化力は正常なり、而してこの際官能力に著明の陥落を證明するとも、未だ愛護的方法を講ずるの時期にあらざるなり、愛護的處置は、病者及び弱者には必要なるものなり、健康者に對しては全然不必要なるものなり、愛護的處置は、身體の官能に對する要求を減することなるを以て、之がために心臓、筋肉、血管の肺臓、皮膚及び精神の官能は著しく減退し來たるなり。

老年に至りて身體の鍛練をなすには、如何なる方法を取るべきかは、各個人の日常の生活法の如何によりて等しからず、各人に於て相當の方法を取り、又これを漸次訓練すること肝要なり、最も適當せる方法は、光線、新鮮なる空氣に富む場所に於て遊戯を行はしむることなり、これによりて心臓、肺臓、筋肉及び感覺を平等に練習することを得るなり、然れども過激の身體運動をなさしむることあるべからず。

皮膚の保護法は必要なり、冷水浴、冷水摩擦等何れの方法を取るも可なり、但し毎日完全にこれを行ふこと肝要なり、皮膚は體温を調節するものなれども、身體全般の官能と密接の關係を有するものなり、皮膚と等しく衣服にも十分の注意を要す、體温の調節を除

するが如きものを減くべし、六十歳以上に至るときは、外氣温度の變化は、體温に著しき變化を起すものなり、暖に過ぐる衣服を用ふるときは、過量の温度を體内に蓄積せしめて種々の結果を來たす、概して云へば中年期に於けると同じく、季節に應じて相當の衣服を使用せざるべからざるなり、食物に於て注意すべきことは、從來世人が老人に食を勧むることなり、胃腸の健康なる老人に、少量の食物を與ふことは、胃腸の官能の不十分なることを要求するの意にして、身體の不養分分解産物の排泄を不十分ならしむるの謂なり、故に斯の如き處置は、全然排斥せらるべきものとす。

(人性)

●地球上男女の數 歐洲各國に於ては、女子は男子よりも多數にして、この傾向は漸次他の大陸に於ても現はれつゝあり、最近に於てベルツ氏の報告したる統計に據れば地球上に於ける男子の數は、女子の數よりも遙に大なることを示せり、此統計は信用すべき調査の行はれたる國の報告によりて作られたる者にして、亞米利加の大部分、亞弗利加、亞細亞の大部分は調査不十分なるを以て、之を除外せり、ベルツ氏の表は次の如し、(男子一〇〇〇につき女子の數を示す)

大不列顛一〇七〇、自耳義一〇一五、諾威一〇六四、伊太利一〇一〇、丁抹一〇五八、ポランド九九五、瑞典一〇四九、希臘九八六、西班牙一〇四九、日本九八〇、埃地利(匈牙利ナ除ク)一〇三五、アルガリア九五八、獨逸一〇三二、ヘルビヤ九四三、歐露一〇二九、コリカサス九〇一、瑞西一〇二九、朝鮮八八五、匈牙利一〇二四、亞細亞露西亞八五一、佛蘭西一〇二二、支那八〇一、和蘭一〇一七、アイルランド一〇一六、

統計は報告者の異なるに従ひて異なる數を示せり、匈牙利にありては、男子一〇〇〇に對し女子一〇二四なりと云ふも、他の報告によれば、女子一〇〇九に過ぎずと云ふ、アイルランドにありては男子一〇〇〇に對して女子一〇二七なりと云ひ、他の報告によれば女子一〇一七なりと云ふ、又年を経過するに従ひて統計は動搖するを見る、然れども地球上の人類全體につきて見れば、女子は男子よりも遙に多數なるを知る。同上



寄 書

監獄衛生叢談

金澤 石崎貧樂生

緒言

曩に衛生雜感を登載して識者の嗤笑を買ひ今又た叢談を物するもの斯界衛生思想の進歩を希ふの微意に外ならざるなり敢て學者の卓上に提供するに非らず一般司獄官の衛生的智識を涵養する上に益する所あれば幸なりとす故に余か讀書上散見する所にして監獄衛生上參考とすべき事柄と自から信する所の鄙見を加へて以て衛生思想の發展を期するにあり監獄醫學を開拓せんとするに非らず寧ろ司獄官をして衛生智識の補修たらしめんと欲するに過ぎずと爾云

「プレーグ」といふ語が幾度となく問答の間に現はれたか初めの程は深くも心に留めなかつた之ぞ「サニターツウユースン」「オッフエントリへ、ヒギニーネ」など稱して國家行政の重要機關なることを知られたので歸朝後明治六年三月文部省中に醫務局を置かれ長與氏は其の局長となられたが、これ本邦衛生事業の發端である茲に醫制七十六條を定め明治八年六月に内務省に移されて衛生局と改稱せられた嚮に醫制を起草せられし折は原語を直譯して健康若くは保健などの文字を用ひんとしたか露骨で面白くない別に妥當なる語はあらぬかと思ひめぐらされ風と莊子の庚桑楚篇に衛生といへる言あるを憶ひつき之を衛生局の名に充てられんことを申出て、定まつたものである今は一般の通語となりて廣く行はれる様になつた、故に衛生なる熟字の起原は莊子から長與氏の撰ひ出されたも

(一)

衛生なる文字は其起原長與專齋氏である氏は明治三年七月に徴されて東京に出て時の政府より使節を歐米各國に派遣せらるゝや其隨行の一人となりたるか大使には岩倉公、副使木戸、大久保、伊藤、山口、各省の理事官其の外華族の漫遊者等無慮百餘名で留學の女學生さへ打まじりて米國の飛脚船は日本人で満たされたといふことである其乗込はしかも十一月十二日であつた夫から桑港に着し華盛頓や巴里を経て伯林に着かれたが英米の間は通辯の力で過ぎ萬事隔靴の感で伯林に着かれてから多少の耳目が働かれたことである此處で桂太郎、長井長義、松本順と新に交を結ばれ調査の便利を得られた伯林の大學を訪問せられては規模の宏壯なると矍鑠なる老先生が各専門に居らるゝには感激したことである此時「グズンドハイツ

のであつて明治に入りてからの名稱であることが判明する

さりながら衛生學は原洋語に Hygiene といひ希臘語「ヒュキアア」に起原せるもので之は健康守護の女神の名に由來せるものである、夫れで衛生とは生活を護衛するといふ義で獨乙語に所謂の *Indehaltung* 健康保護學である「ヒュキアア」は「あすくれびをす」の女で其像を見ると手に皿を

持ち蛇に飲料を授くる美女を擬してある之は羅馬人のさるすに同じだ

夫で衛生學の意義は人類の生理的機能と生活に影響する萬般の現象を精細に知悉し之に基きて吾人の健康を保持し更に進て之を増進するの法を講ずるといふことは誰も彼も一致して居る其學問の範圍は中々廣ひが之を小にしては個人天賦の生命を全ふし之を大にしては社會公衆の安寧に資するを

目的とするので常に人が個人衛生 *Privat Hygiene* 公衆衛生 *Öffentliche Gesundheitspflege* と稱へて居るのである

また學術的衛生學 *Wissenschaftliche Hygiene* として衣食住並に氣象、土地、排棄物除去、屍體埋火葬、傳染病豫防等に關係せる事柄を研究し、また實用的衛生學 *Praktische Hygiene* として之か應用を教示し特殊の研究を要するので學校衛生學 *Schul Hygiene* 工業衛生學 *Gewerbe Hygiene* 監獄衛生學 *Gefängnis-Hygiene* 軍陣衛生學 *Militär Hygiene* あり其他警察衛生、船舶衛生、鐵道衛生、小兒衛生、婦人衛生、齒の衛生、眼の衛生を説くのである

衛生なる文字が明治の初年に現れて今や都鄙の別なく至る所に普及して居るにも拘はらず其應用は普く行はれて居らぬ中には學校教育にも衛生の科

目を入れて欲しひとまで云ひ出して居る衛生思想の普及は通俗的にでも折角發展せねばならぬ衛生的の仕事は醫家の取る所であるといふは大間違である一般の衛生智識が進歩しなければ駄目である殊に官吏の頭に衛生思想が乏しい様なことでは仕方ない世には間違つた衛生といふことがある夫は衛生の誤解である間違つた所ではない衛生上の智識が更にならないのは氣の毒である司獄官は種々の階級の人に接し夫を感化改良するの局に中りながら衛生智識の皆無なるものありとせば在監者を如何にして處遇することか出来るか今や練習所に監獄衛生の教程あり入學せし人は之を應用し看守は教習中に習得し以て應用の實をあげねばならぬ

消極的衛生とか誤れる衛生とかいふことのあるのは夫は世の進歩に伴ふて免れぬことであるか衛生

の誤解も亦た困た一大事である監獄衛生も亦た誤ることか出来易いと思ふ學問上より打算した許りでも不可ない又た餘りに衛生に重きを置き監獄そのものを無視する様になつても困る兎角物は中庸を得られぬ余をして言はしむれば近來宏壯なる監獄の建築は日本の進歩に並行せぬ様な氣かする其建築は彼等の生活に適當せぬ所が多い建築學者は衛生を無視せぬか監獄學者は衛生を充分咀嚼して居らぬ戒護の方面は丈夫一方に偏し易い經濟方面からは衛生的設備を缺くの虞がある寧ろ宏壯に失せず美觀を飾らず今少し衛生的施設に力を入れるが得策ではあるまいか

世には衛生の誤解より健全なる身體を却て薄弱ならしめ衛生却て不衛生の結果を生ずる様に思はれることかある健康を保持し諸々の害因に抵抗する力を強くすれば足れるのである然るに食は質を吟

味し眠るに時を定め働くに時間を制限し牛乳、肉食、暖衣以て身を傷はんことを恐るゝもの之却て身體を虛弱にし抵抗力を減少せしむるものである吾人身體は天然に妙機を有し寒ければ皮膚の血管が收縮して體温の放散を防ぎ又た食欲亢進して酸化機能を高め體温の消費を償ふ暑ければ皮膚の血管擴張して體温を放散し食欲減少して以て調節を計る常に寒暑に堪ふる様身體を煉磨し置くこそ肝要なれ冷水浴、冷水摩擦の如き平常に之を行ひ置けば感冒にかゝらぬ様外邪に抵抗することか出来る食物の如きも硬いものは胃に害がある飯が強いとか米が黒いとか妙な所に力を入れる病人ならばいざしらず普通の人は箇様にいふて却て胃を弱くするのである取り分け在監者の如き僅かの食費を以て彼等の身體の保全を計るのであるから献立に注意して硬いものも食せしめ強いものにも慣れ

しめて何れに生活しても不自由を感せず身體を強壯に保てる様にしてやらねばならぬのに献立は千遍一律であるし昆布は悪い羊栖菜はよくない南爪は下痢するといふ様に彼等の胃を弱くせしむる方針を取るならば夫は衛生に不注意である寧ろ硬いものも強いものも多少不消化でも品物の種類を色々變更して貧いものご程よく調理して食はして欲しい先に古瀬學士は巢鴨典獄の依頼を受けて在監者の食品を分析せられて保健に足るといはれたが之を拜見せると温量も可なりである之に習ふて献立の種類と調理に注意すれば今一步進むと思ふ何れの監獄でも献立が甘く行かぬ、そふいふ我監獄もそれだ余は自ら献立を作る用度と交渉し評價書により献立を組むのである之も亦た一つの趣味あるもので其上から滋養分を筆の先で分析して大凡を明にするのである僅か一錢四厘や一錢

六厘で三度の御餐を作るのは無理は云ふ迄もないが夫でも保健に足るから面白いのである識者或は保健に適せぬといふかも知れぬ乍併巢鴨食料の分析の證明して居る各監獄も之と大差はないに違ひない食物の爲に健康を損すると斗り一概に信すること大なる失敗である刑の執行は他に大なる痛苦を彼等に與へて居る夫は健康を損する一大原因であるが之は別に心理上から研究せねばならぬ行刑は兎角嚴に失したり又は緩に流れたり時代により様様である余も長く監獄に奉職するが時の變遷により妙に感することが幾度あつたか知れぬ乍去歐米でも昔から行刑上に中庸を得ることは六ヶ敷いのであると書いてある兎も角も献立は是非監獄醫で組立て、貰ひたいのである余も榮代を値上して欲しい一人であつたが今は暫く堪忍せねばならぬ今少し研究をせねばならぬと思ふからである在監者

に胃腸病が比較的多いのは事實である食物の爲であると斷言は出来ぬ心理上の研究と相俟つて研究せねばならぬ又た消化し易き軟かきもの斗りを取らしめたならば胃病が尙更餘計になる章魚可なり鳥賊可なりである菌も筍も宜敷い適宜に適度に食せしむべしである之を食してはならぬと云ふことは病人にいふ説法である健康者は適度に用ふべし不消化物でも之を消化し得るようには胃腸の機能を練習して始めて眞性なる積極的衛生に達するのである醫家にして直く夫は粥食だ監獄では能く軟食だ揉いふ所があるか粥食は胃の痛む時揉には必要であるか其他減多に食せしむべきものでない長與博士南學士杯胃腸病専門家ですらも夫を唱へて居られる現に食療法杯の書物に明記してある

今日一般に唱道せらるゝ衛生なるものは病人衛生であつて健康者衛生でない我々は天然の活機を利
用して保健に勉めねばならぬ健康者を保護することに注意せはばならぬ故に健康者をして櫛風沐雨愈、筋骨を強壯にし抵抗力を増進せしむるのが肝要である文明の進歩に伴ふて人間が弱くなる野蠻人の體格が偉大にして強壯なるとは比較にならぬ之文明の餘毒である健康者が避寒避暑を行ふたり煖爐、煖房、電氣扇といふように又は食物料理法の變化の如き自ら脆弱ならしむる様に折角骨折て居る夫で弱くなるから、また其設備が必要となることはさても御氣の毒な次第である某博士が調査して齒の健全なるものゝ少ないのに驚かれたことかある矢張文明人が齲齒にかゝることが多い未開人には尤も少ないのである凡て抵抗力の減少した結果であるまいか(以下次號)

諸兄ノ回答ヲ至囑ス

栗鳴藤澤正啓

次の一篇は我巢鴨監獄に於て未成年受刑者をして新年を迎へし感想を筆録せしめたる一節なり同僚各位か之を讀過せらるるに際し筆者の如何なる人物なるかを推測せられんことを望む

幸に諸兄の貴答を得て本誌次號に於て此受刑者の犯數、性格、家庭、教育程度改良の有無等に關する高見を發表することを得ば又多少の興趣なきに非らざるべし

謹申寸隙御對愛の上この所感丈全部御覽被下度候

迎年之所感

謹記此文は所感之言はより寧ろ雜感なり何卒諒を乞ふ
新年に來た譬へ松に無く共七五三節に張らず共新しい年である新年である年は改まつたが心はどうか一寸明言は出來ない顧みれば一昨年(昨年は未決中)の正月は如何だったろう父は逝き自分のすぐの弟は死に然も押迫る十二月に家は案れに亂れて母も

切れも家では口に出來まいそれに此親不幸の大罪人がこんな大きな餅が喰させて貰へると思ふと勿體なくて、せめてこの半分を家に届けたい。

第二に胸に突いて出るのは自分の刑期である自分が無事で出るまでは母健在であやうか、よし丈夫でも老衰して私が慰めても樂むべき意識があるまい。

眞を言ふと母には自分の刑期を隠してある母は生來小膽だから自分が十五年だと言ふたら或は卒倒すると思ふて既決監に參る前母に會ふた時刑期を聞かれたので五年と云ふて了つた而かも自分は何所迄も發給であるそれに付け加へて自分が今若し二年の刑で輕罪であるとするれば出獄後直に軍隊で三年務める今五年でも徴兵がないから二年の刑に三年の徴兵を務めるのだと思ふて諦めて下さいと言ふたら母は涙ぐんで親は青く唇は變つてくる／＼實へた儘無言である自分が其時眞の刑期を云ふたらどうだったか然し此所に參て迄母を働いて此正月を迎へたかと思ふと一種の悲調と不快の感がある。

けれ共五年と働つたのは強ち當らない茫たる考へでは無かつた(自分では)多少依る所があるからだ、それは一二年経なば送金の土盛なる十圓位は頂戴出来る(申譯はない)ををしてそれ上の毎月の金は家に送つたなら生活程度は極低いのだから十分の足になる、其故如何に辛くても苦しまさず賞與金の多い所が欲しいと思ひ舊臘失禮を願ふ手懸た事のある自轉車を情願した

安閑さとしてゐられず押迫るまで生れて曾て手に觸れた事もない錢を持ち東宮御所の草刈又は人足の手傳で未だ纏つた事の無い錢引紳天女のお身で随分辛かつたらう苦かつたらう苦しけりやこそ母は病に犯された面は、はれ手はむくみ給さ人間さに見られむ程變り、半死半生で床に就た、自分は、この姿を見て如何なる不孝者でも泣かすには居られぬ、或晩などは自分が職工場から歸つて來ても點定日近いので金がなく飯を求める事も出來ず兵隊の殘飯を粥にしたのを母や弟に奨め自分も喫へやうと鍋を見れば餘す所僅に一晩、止むなく母に偽て焼芋一錢で腹を肥たか、その芋は思はず涙と共に味ふた、こんな工合で晦日になつても餅所でない、けれ共弟が、近所で搗たのを見て母に纏るので母は私の工場より貰ふた給料の一部を割いて私に餅を買て來てくれと言ふた私は四谷の大道で夜通く、のし餅を賣りに出る露店で切餅一枚と一組二錢の御振合せで二十五錢で求め飯宅して明日より三ヶ日難煮にするため四角に切つた然も五十四切に此は餅の大小より數を多くする爲めで、その五十四切を三ヶ日親子三人で喰ふのだ、雜煎にはしたけれども母は遠慮して喰へぬ、これは餅の足らないのを懸念してだ、自分が先を考へるさ心細くなつて喰へかれた弟はそんな事に關はらず食するので情らしくもあり又可憐であつた、それに引換へ今や奈何か一枚を五十四切には切らないか餅と云ふ點は似通つてゐる、をと思ふと今頃は自分がゐてさえあの始末だから自分がゐない今年は定めし一

後で考へるさ随分勝手な自分の境遇を無視した御願をしたが御叱りでも受けるこれ共(自分の自惚根性で)間違つても就けて戴けるかさ潜かに窺つてゐた。

今一つ依る所と言ふのは他人が聞いたら恰も氣狂の言葉のやうたらう、いや或は狂つてゐるかも知れんが自分は眞實に眞面目である眞摯である積だ、それはこの長期はむづ／＼日を潰す計りでは殘念だと言ふて學識がないが何と出來ぬよしあつても心が腐てゐるから餘な事は出來ぬ自分のやるよゝな事は人が先にやつて了ふ、それだから所謂識者の窺ふ事を許さない犯罪の方法に關する秘密之を防ぐ方法を集めて「盜難豫防法」と云ふ様な物を公にし(之は許さぬかも知れぬ)それから得た金で母の資さしたと思ふ例令は單獨などは揃一本であく錠は如何なる法で開けるだらう云ふ風に拵へよと云ふ風のである今一つは發見しこんな事を言ふと益々氣狂だと言ふかも知れないが自分は人生の半分を以て消すか消さむか一家が死ぬか活きるかの境これを自分の努力一つで自由にもなれれば母も活かせると思ふ屹度發明しようと言ふ氣になる然し此を言ふ事をするには多少なり共物理化學機械學に立入なければならぬと思ひそれを行ふので隨分な犯罪が湧いて來た教師殿あのやうな厚厚な人の口より私を評するに發給を以てせられ部長殿よりは大人人と呼はれた考へれば全く大人だが自分の今迄の犯罪は全部學問上の事である教師殿に憎まれるもむりはない一例を言ふと毎晩

十二時頃迄看守殿の目を凝み、窺見するか何時か見付る見付かつても叱られても又やる度重なつて遂に注意人物の手帳に登ると言ふ立場或人に小菅監獄は情願により十一時まで勉強出来るさきいて小菅に居る人を羨み自分も早くさうなつて欲しいと思ふ。

それで新年早々自分は、大に感ふのは此所である。此年よりは修養を以て一擧手一投足も一々徳目て律し一日でもよいから心に開いて疾ましくない目を送り度いと思ふが勉學の爲めにはどうしてもその一部を破らねばならぬ、これも堅持看守殿が自分に「總て何をなするに」監獄内での信を買はねばだめであるから先づ發明の前に自己の信を得よう云はれた自分も實に有難い教訓だと思ふて大に勉學を見合せた。處受持看守殿は大に力を入れて機を見て良い方へ廻さうとする。部長殿に前の過があるから一も二もなく否決する。今の所自分の土臺の固める機會がない。そこで、やはり讀書し思索し研究し試験して初志を貫かざる。そうすると今年から斷じて犯行せんと誓ふても、その一部は忽ち破れる實に苦まざるを得む感ばざるを得ぬ。それで修養表とは別紙の通りである(原文の儘)(別紙書く)

で、冷汗膚を濕はすことを覺ゆるのであります。

扱以上の如き御隆世の裏面に於て、我國犯罪者の増減に就て考察すれば、動もすれば年々遞加の傾向を示し、先帝陛下の君臨し給ふ所の此國家社會を害し、良民を蠱毒すること多き事實に就ては特に陛下の御宸襟を惱まし奉りしことを今更一層恐懼の至りに堪へぬのであります。然るに我々か曾て奉公せる職務の部面、即ち監獄行政に於きましては愈々陛下の御仁政を御宣布致されまして、彼等罪囚の上に、下し給ふ所の御恩澤は實に洪大無邊であつたのみならず、從て獄政の上にも年々歳々進歩改善を加へられつゝあることは上下の共に欣仰して措く能はざる所でありませう。然れば我々は此新年の始めに當りまして、謹んで明治天皇陛下の御仁徳を偲ひ奉り、其御皇恩に奉答する所の覺悟がなくてはならぬことを一層切に感ずるの

歳首の所感を述ぶ

前橋 上田 定次郎

度んで回想すれば我々が廣大無邊なる御高恩を蒙りし所の明治天皇陛下の御治世は實に四十有五年の永きに涉りまして、此間始終一貫、維新の宏謨に則らせ給ひ、庶政に改善を加へられ、諸外國との交際も益々親密を加へしめられ國威の宣揚、隆々として光輝、日月に均しくせる譯で、我々臣民たる者は此聖世に逢ひ陛下の高恩を拜戴し奉りしことは實に海岳も當ならぬのであり。然るに明治四十五年七月三十日は此至仁至慈に當ませらる所の先帝陛下の崩御まし、日てありまして、今や過去に屬し涙痕未だ乾かさる諒闇中、幸にて、今や過去に屬し涙痕未だ乾かさる諒闇中、幸にて、大正二年の新年を迎へたのであり。升か、今更先帝陛下の御仁政を偲ひ奉りますれば誠に慚愧の至り

であります。

申すも畏き事ながら 今上天皇陛下は先帝陛下の皇統を御繼承遊はされまして、御踐祚の御詔書に宣ませ給ふ所を拜しましても、只管感激に堪へぬ所でありませう。故に我々は此大正の大御代に於て先帝陛下より承け來りました御高恩の萬一に奉答する所を以て 今上陛下に奉効する所かなくてはならぬことを深く信するのであります。殊に明治の御治世は萬事創設的、即ち建設的、組織的時代であつたのでありまして、獄政に關する諸般の形式的法制は殆んど全く整頓し善美を盡すと云ふと雖も大正の今日以後は更に一層之を能く整理し、之を實行し、内容を充實せしむることを要する時代に到達したものと云ふことか出来るのであります。之れは獨り我々監獄方面のみならず、現在に於ける一般の思想界を始めとして、總ての文

物制度が皆此意味に於て整理的覺醒時代であることを自覺すると同時に、我々御互は一層の努力奮勵を續けなければならぬと信するのてあります。卑見に依れば我監獄方面に在ては前述の如く其形式的外形に於て既に齊整し、殆んど餘蘊なき様ではあるけれども、偕て其内容實質に於て果して能く之を充實し實踐し、所謂名實相整ふて居るか云へば、遺憾ながら其實質の形式に伴はざる事柄が未だ多々あるのてあります。故に之を一言にて蔽へは今日以後の監獄當局者は、各々自ら一大覺醒を加へまして、眞摯なる至誠心を以て更に確乎たる信仰の上に立つて各々其職務に奮勵努力して、而して彼の明治の時代に組織され建設された所の獄制の大方針を現實に實現する爲めに盡瘁することか我々當局者の重大なる責任であると深く信するのてあります。形式外形の整齊は素

り善美には相違ないけれども、其實質内容の之に伴ふて充實するにあらずされは如何なる善制美法も遂に其詮なきに終ることは獨り監獄行政に對する好個の教訓であるのみならず、社會の總ての事物が皆然りてあることを決して忘れてはならず此處か即ち我輩が監獄當局者に奮勵一番を望む所以である。

前述の如く此大正二年の監獄界は、即ち内容充實の首途であると信すると同時に、監獄行刑と姉妹事業たる免囚保護事業に就ても實に普及充實を要する時代に相當せることを信するのてあります。申すも畏き事ながら、曩に先帝陛下の御大喪に丁りまして、至仁至慈なる天皇陛下は御矜哀の餘り御惠澤を遠邇に洽からしめらるゝ御聖旨より恩赦に關する大詔を御煥發あられ給ひしより以來、全國罪囚中此恩命に浴し赦免せられたる者は

實に渺からずして、今日に至る迄大赦、特赦、減刑に依り釋放せられたる出獄人の正確なる數は之を知るゝことが出來ぬけれども、想ふに一万を下らざるへしと信するのてある。果して然らば、此多數者は全く恩赦の大詔に依て出獄したる者たるは勿論、尙續々減刑者の出獄を見ることであり、旁々此多數の出獄者に對して、恩赦の聖旨を貫徹せしむる爲めには將來最も慎重懇切なる態度を以て、此出獄者に對さなくてはならぬことは保護の當事者、並國民一般の責務であると同時に、其局に當る保護當事者は層一層の努力奮勵を以て事に當らなければならぬことを信するのてある。故に政府に於ては豫め是等の點に周到なる注意を拂ひ、懇切なる訓令通牒等を以て夫々指導獎勵を怠らぬのも、要するに皆此意味に於て保護事業の内容を充實し、實効を期せんとするに外ならぬのて

あります。殊に況んや監獄行政の効果は此保護事業の充實完成を以て最後の目的を達する譯合であるからして、我輩は前項に監獄當事者に向つて要求したる一大覺醒なる言葉を以て、保護當局者にも同様要求して止まぬ次第であります。

好機會の利用に就て

岡山 藤井 檀窓

免囚保護事業の必要は吾司獄の職に在る者の夙に唱道せる所今や機熟し宗教家、教育家又は篤志家等か其保護の必要を認識斡旋しつゝあり斯の如く監獄事業に血あり涙あり而も識見ある人士等か稍接近し來れる際に於て司獄吏員は此好機會を利用し百尺竿頭一步の策なかるへからず余輩聊か其卑見のある所を述べんと欲す。

蓋し職務上常に多數犯罪者の境遇を視察するに

犯罪人となる順序として社會(良民)の伍班に盡すへき義務を無視して失敗を招きし者あり又は其伍班に被害を與へ悲むべき受刑の身となる者もあり而して一般刑餘は更に其伍班を避くるの嫌ひあり爲に再犯三犯遂に犯を累ぬるは殆んど彼等の常態なり故に司獄吏員は彼等在監中嚴正なる規律を緯とし慈愛なる教誨教育を経とし尙ほ日々の勤め作業を督勵し以て人の人たる本分を知得實行せしめ出獄後其伍に歸復せしめんとしつゝあり其中間に立ちて斡旋の勞を取る是れ今日免囚保護の主要問題なり然り而して彼の森林法違反者の多く他の犯罪者とは趣きを異にして産あり業ある中流の生計を爲せる者あり而も其郷黨に在て伍頭に位せる者にして尙ほ陰然意思の繼續犯を敢てす(一面之を家族共同犯とも見るへし)少數の犯罪者にして國家の受くる被害は他の犯罪被害額より尠少な

して之を教誨事務の立脚地より觀れば受刑者の改心を爲せるは其自覺心の成熟する時にあり自覺心なき犯罪者は改心の實を挙げしむること難し彼の議員選舉違反者の如きは自覺心乏しきを云ふ者あり然れども森林法違反者はより以上自覺心乏しきは事實なり

抑も森林は一國の氣候、治水、産業、衛生、人心に至大至要の關係あり殖林思想の鼓吹は教育家の一大要務たるや今更暇々を須るざるなりされは古來卓識爛眼の士の殖林經營の必要を論じたる者多く紀元前には希臘の哲學者デモクリト及びセオフラスト、第一世紀のセネカの如き降て近代に至り森林濫伐の弊を痛論したる學者經世家からず其二の例を舉ぐれば十六世紀にはパリセイ氏、十八世紀には有名なる文學者バッフオン氏及びセーント、ペリー氏、十九世紀にはカールレイ氏、ジェー

さるなり。

余輩は識乏しく全監獄拘禁中の森林法違反者の統計及其詳細を知らずと雖も想像せば大概同一徹ならんと信す今試に當監獄入監せし森林法違反者の過去五ヶ年間の(余輩の參考資料)年表に依れば

年次	種別	入	員	教育	程度	自覺心ノ有無
明治四十年	二六	六	二〇	四	二二	
同四十一年	一八	三	一五	一八		
同四十二年	三〇	二	二八	五	二五	
同四十三年	四三	八	三五	三	四〇	
同四十四年	四〇	九	三一	二	三八	

然り而して森林法違反者に就て調査せるに型の如く森林法違反は彼の竊盜及詐欺、強盜とは異なり唯山野に在る雜木を伐採せるのみと森林は自然の對者として敢て念とせざるものゝ如し斯の如くに

ネル氏現時は獨逸のロツシエル氏佛國のトロラー博士等あり最近各國政府も亦孰も森林荒廢の危害を知つて頗る警戒する所あり民間に於ても亦濫伐を防ぐ目的を以て頻々團體を組織する者あるに至れり鬱蒼たる森林は氣候を調和し雨量を適度にし洪水を減少し土味を豐饒ならしめ國土の美觀を添へ國民の趣味を高尙ならしむるに貢獻多し之に反して森林濫伐の如何に恐るべき結果を生ずるやを實例にて示せば亞刺比亞國は二三年前に於ては高等の香料棕櫚バルザム等を産したりしも今は茫々たる砂漠となり希臘も其都府の名は多くは樹木の名に因みたる程に森林多き國なりしに今や禿山多く歴史に名高きユリーセリオン及びアストリオン兩河の如きも全く涸渴し大雨の外には殆ど一滴の水たに得ること難し伊太利も羅馬時代の森林は悉く伐り盡しアヘニス山山の如きも兀山となりて

羅馬附近は寂寥たる荒蕪地となれり森林濫伐の惡影響眞に斯の如きものあり誰か殖林思想の鼓吹を國家の大事教育の要務にあらずと謂ふものぞ是に於てか余輩は沿く世の教育家其他の諸氏に對し機會ある毎に殖林思想の鼓吹に怠りなからんことを望まざる能はず蓋し森林保護造林經營は是れ國家的事業にして單に法律命令の力のみに依る能はず根本的に國民の趣味と道義心に依るべきものなればなり獨逸の今猶フレデリック大王の立てたる森林法を嚴守し能く森林保護造林經營をなし得るは國民各自に森林の貴重すべきを知ればなり瑞西の世界に比なき嚴密なる森林法を實施し得る所以のものは一般に殖林思想の發達し一樹を濫伐するは一人を殺害するに等してふ俚諺さへ生せし程なればなり斯の如く官民一致協力して殖林事業に當るの國は決して森林荒廢の爲めに産業衰微文明退歩

の不幸を招致することなかるべし。

要するに森林法違反者の出獄する毎に宗教家篤志家及教育家の手を藉り其保護並に其家族に至る迄國家森林の必要な所以を懇篤説示せしめん乎其郷黨の習俗を改良し又此種の犯罪者を減少するを賭るより瞭なりと信するなり以上卑見を述ぶること爾り矣。

通信

●東本願寺法主の垂教

金澤瀧本 法盛

先般東本願寺法主臺下當地方諒闇巡錫の際招待に應じて去る九日當監に來錫せられたり、同日午前十時半安藤教務所長鈴木第一課長は停車場へ出迎へ金澤別院へ隨伴、零時半先導、當廳に著せらるるや典獄以下職員は玄關に整列して敬意を表し、臺下は伊藤布教使以下七名を隨へ典獄室にて、少憩、典獄の先導に依りて教誨堂に臨場、典獄は嚴かに受刑者一同に對して

今回御法主が病軀脆弱の御身をも顧みず、而も氣候の相違せる北陸の諒闇御巡化に寸暇あらせられぬを御願ひしたる次第なり、一同は尊き方の姿を拜し、親しく慈音を承るは此上もなき仕合せである、依て御親教の一言一句をも忘却せ

ず、今日以後は著しく改悛の情を表し、御法主の思召に酬ゆべし

と訓告を爲し、臺下は徐ろに立ちて只今典獄殿より御紹介下された如く、自分は過日來北陸地方の巡錫を思ひ立ちて、彼方此方と歩いた次第である、今朝當金澤市に著して、典獄殿の御招待に依つて、此處で各々方に見ゆる次第である、自分は各地を巡錫する毎に屢監獄を訪問し、其都度自分の感想を申して居る次第であるが、自分は同じ信徒の方々に面會するならば、斯様な漫問敷い所で面會するよりも、天地の廣々としたる處で、即ち晴天白日の處で面會したかつた、併し之も已むを得ぬ次第であつて斯の如き場所に於て面會するのも、佛の宣はせられた所謂逆縁として、今日一場の御話をしたいと思ふ、今申す通り當監獄に於ては大谷派所屬の門信徒の數が多く、各々方の過半は皆我大谷派の門徒であらふと信じて居る、而して我淨

土真宗の門徒であつたならば、自分の今述ぶることを能く聞いて、阿彌陀如來の御本願を仰ぐと同時に、人間として忠君愛國の心を起し、信徒たる心得違ひの出来ぬ様に、既往の非行を悔い改めて貰ひたい、我大谷派の信徒ならば、この自決間敷い姿より脱して貰はなければ、この自分が天皇陛下に對して洵に申譯ない次第である、既に各々方は今日まで典獄殿の御話又は敎誨師より敎誨を聞いて、遷善改過の域に達せられて居ると思ふか、若しや一人でも未だ自覺せぬものがあるならば、自分今日此處に參つた以上は、何しても其悪い心を改めて貰はんければならぬ故に、一應自分の考を申し述べて置きたい、先づ各々方には父母と云ふものがあるであらう、今日父なり母なりか此の世を去つて人間界に居らぬとしても、一度は父母があつたに相違ない、各々方が斯の如き姿になると云ふことは自業自得で、佛敎で云ふ即ち原因結果である

良い種子を蒔けば良い花が咲き、悪い種子を蒔けば花も實も美くない、各々方が悪い種子を蒔いた其結果が今此處に來て居るのである、是は今申した通り自業自得であつて、自分の今日まで行つた其原因に對して是丈の結果を得た次第であるか、各々の父母は何にも悪い事を爲さない、然るに各々方の心一つが間違つた爲めに、各々の父なり母なりが毎日如何なる考を以て日暮しをして居るか、能く胸に手を當てて考へて見れば分ることであらふと思ふ、各々に罪がなければ各々が斯様な淺間敷い身の上になつて居らぬのである、其の上斯の姿となつて居る間に、父なり母なりに對して、他人からお前さん所の息子さんは何邊へ往つて居らるかとか聞かれた際には、各々の父母が何と答へられるか、其の處を能く考へて見なければならぬ、其の間に對して各々の父母が一言の答も出來ずして、唯涙を流して泣くより外はあるまい、又此の世を去ら

れた父母があるならば、各々が斯る淺間敷い姿を草葉の影から眺めて居られよう、夫等の事を考へて見て、嗚呼自分が悪かつたと云ふ念が起らねばならぬ筈である、今日唯今皆の心を改めて今自分が申したことを用ゐて貰ひたい、當年は吾等國民は泣いても足らぬ悲しい事で、先帝様は六十餘年の御生涯吾人を一子の如く憐んで下されたに、悲しくも七月三十日御崩御あらせられ、長へに桃山御陵に在するのである、先帝様は御歌は御堪能に在し、幾萬首の御製は悉く吾等國民をいつくしみ給ふた慈悲の御涙である。

桐火桶かきならしても思ふかな

すきま多かる賤か伏家か

又或る年惡疫流行せし際に

罪あらは我をとかめよ天つ神

民は吾か身のうみし子なれば

この御製を大廟へ捧げて御祈念下された、恰も阿彌陀如來が日夜吾等凡夫を苦より救うて淨土

へ生れさせたいと身を粉にし骨を碎いて慇懃し給ふと同じ事である、依て各は 先帝様御心を惱し奉つた事を悔いて、申譯ないと氣がついたならば、今上陛下に忠義を盡し、内心に如來大悲の御念佛を忘れてはならぬ、殊に當地は師團所在地であるから、朝夕喇叭の音を聞かるとであらふ、御國の爲めに勇しく盡し、國の華と謳はるゝ軍人も五尺の男子である、人であつて人でなしと嫌はるゝ各々も、五尺の男子である五尺の男子たるに替りし處は少しもない、唯心一つの置きやうで斯くも淺間敷い姿となられたのである、既往は詮方なけれども、唯今より役人方や敎誨師達の敎訓に基き、一層改悛の實を表し、曩に 先帝様の御在世に犯せし罪を悔ゆるため、今上陛下に對し奉り碎身粉骨國民たるの道を盡さるるならば、是ぞ我大谷の流れを汲みたる所詮である。

臺下は直ちに典獄に導かれ女監へ趣かる途中、廊

下に整列して敬意を表しつゝある二十餘名の未丁年者に對して、折しも吹き來る寒風をも厭はず、四恩について諄々垂教せられ、それより二十有餘名の女受刑者に向ひ、聖恩の尊きより婦人の心得に及ぼし慈訓せられ、男女未丁年全受刑者は感泣鳴咽齊しく隨喜の涙に轉た刑衣の袖を濕せり。御親教後茶菓の饗應を受けさせられ、典獄、各課所長に見送られ、加能慈悲保護場に立ち寄られ、被保護者數十名に對し諄々皇恩と佛德とをたたへられ、金澤別院に歸錫せらるゝ安藤教務所長は一絶を賦せり。

大谷派法主臺下十二月九日親臨于金澤監獄垂教切實全監感泣賦一絶

温容似玉萬人親 懇教深憐縲綯身
六百同胞追悔淚 慈光照處自如春

つゝある七十三名中、吾等き大谷の流れを汲み、朝夕念佛聲裡に撫育せられし有縁の門徒六十有餘而も無智殘忍の多きとは、嗚呼吾等流れを同うせるもの感想果して如何ぞ。

抑之が原因奈邊に在る、由來、吾能州、地は北陸の邊陲に屬するも、海陸の產物頗る豐が、眞宗の布教極めて昌ん、從て人情自ら淳厚なりき。然るに物質的文明に伴ふの暴風濤々として吹き荒れ、貧乏の憂鬱劣敗の狀雨到る處に生活難を叫びしむ、是れ吾同胞を屬て哀れ犯罪に走らしめしならむ、されど靜かに思へ、一面吾等教家の誘導施設缺くるあるに職由せざるか、豈に恐懼戒心の至りならずや。伏して惟るに、先帝陛下常に濟生利民に大御心を盡さ。客歲紀元の嘉節を卜して恩賜し給ふ巨額。

今上陛下、九月十三日、畏くも大喪儀に際し、大詔を機發して恩赦を行ひ、更に内帑を下賜して治く内外を救恤し給ひ既に恩典に浴し釋放歸來せる同胞十數人に及ぶ。吾等は信ず如來の作願偏に苦惱の有情を悲愍し、佛陀の正覺實に諸有の貧窮を救済し給うに在るを。殊に吾法主臺下天資蒲柳の御身なるに拘らず、法體を抛ち、御諒閣中、南船北馬、現座聊か緩なるの道なく、今や風寒く雪深く吾牛島を巡錫し、聖上陛下海岳の氣慮をたゞえ、大悲傳善化に痛身粉骨あらせらる。嗟呼天恩の尊き師恩の深き感泣言ふ處を知らず、茲に能州四百の門末翕然として起ち、丹心凝て本會を創設し、益々二諦相依の祖訓を顯揚し、犯罪を未發に防ぎ退て免囚を適切保護し以て日月清明、國豐民安の妙

●能登國慈善會の創立

同上 報

石川縣能登國七尾町に於ける眞宗大谷派七尾教務所管事發起となり能登國一圓の同派各寺院住職聯合して能登國慈善會を組織し本月十三日大谷派法主臺下諒閣御巡化を機として七尾町長福寺に於て發會式を舉行せり先づ會長開會の辭に引續き法主臺下には免囚保護の刻下の急務にして本會の組織したるは満足に堪へざる所なり云々と稱賛的祝辭を朗讀せられ次に金澤監獄典獄の祝辭同監獄教務所長の祝詞演説ありて閉會を告げたり當日の來賓は以上の外代議士判事郡長分監長學校長稅務署長各町村長等にして頗る盛會なりき其趣意書及會則左の如し

能登國慈善會創立趣意書

天の未だ陰雨せざる尙曆月の綱總忍にすべからず、況や暴風驟雨焉ぞ袖手傍觀すべけんや、聞く吾能州同胞より年々、金澤監獄のみにても刑の執行を多る一百數十人、且つ目下拘禁せられ

旨を實現せん。希くば愛國護法の紳士淑女相携へて吾等の微衷を援助し本會の目的を徹底せしめ給へ。

大正元年十二月

創立者一同敬白

能登國慈善會概則

第一條 本會は能登國大谷派所屬寺院及び篤志家を以て組織し能登國慈善會と稱す

第二條 本會は本部を七尾教務所内に置き支部を各極要の地に設く

各支部の位置は別に之を定む

第三條 本會は仁義爲先の宗義を鼓吹し汎く感化救済の事業を行ひ且つ免囚保護事業を經營するものとす

第四條 本會は大谷派本山既設の相續講と協力し青年子女の矯風に努め以て犯罪の一般豫防を行ふものとす

第五條 本會に左の役員を設く

一 會長 七尾教務所管事之に當る

一 顧問 若干名 會長之を囑託す

一 幹事 若干名 會長之を囑託す

一 書記 一名 會長之を任命す

第六條 本會の經費は第一條に掲げたる會員之を負擔するものとす

第七條 各寺院は感化救済及び矯風の事項に就ては常に警察官署、町村役所、學校教師、其他本會事務に關係ある方面と連

格を爲し本會の目的を遂行すへし

第八條 檢事局、監獄、及警察官署より恩赦其他釋放者、若くは浮浪者、不逞少年等に付き保護方通知を受けたるときは所屬寺院又は附近寺院に於て適當の監視を爲し其状況を本部に報告し本部は之を關係官署に申報するものとす

第九條 會長は必要に應じ役員會又は總會を開き會務の報告及び重要事項の決議を爲す

●佛教各宗派の奮起

松江 木原第一課長報

恩赦令施行に伴ひ當面の急務たる免囚保護事業の普及振興に關し佛教各宗派が奮起して之に當らんとするは頗る時宜に適したるものにして最も喜ぶべき現象なり此事たる一地方一府縣に限らず府縣皆夫れく相當の計劃あるべきを信ず我島根縣に於ては各宗派の一致協同を鞏固ならしむるの必要を認め最初官廳側の發起に依り佛教各宗派聯合協議會を開かんとし數次内議の末寺院側の發起として愈々十一月七日縣廳内縣會議事堂に於て之を開

所在地寺院へ其人名其他必要なる事項の通知を受けるものとす

第四條 被保護者の所屬寺院は左の區別により之を定む

- 一、檀信徒の關係ある者は之に依る
- 一、檀信徒の關係なき者は其居住所在地に依ること
- 一、前號住居の所在地に二箇以上の寺院ある時は其協議による

第五條 保護上特に必要あるときは各市町村に臨時保護會を設け寺院住職主任となり篤志者の援助を受け保護するものとす

- 第六條 各宗派に於て保護すべきものを左に依るものとす
- 一、出獄後歸住所又は引受人なく現に獨立の生計を營み難き者
- 一、旅費缺乏家族間の不和又は其他の事情に依り歸住所に住し難き者
- 一、在監中特に懲罰訓諭を要する者
- 一、出監の際他人の補助を要する者
- 一、歸住後引續き監督指導を要する者
- 一、在監中の家族にして生計を營み難き者
- 一、其他特に必要を認めたる者

第七條 各宗派の事務所費は其の宗派内に於て支辨するものとす

第八條 保護事業實施に關する規定は別に之を定むるものとす

催することゝなれり當日來會する者雲、石二國の代表的各宗派寺院住職三十八名にして官廳側よりは知事、警察部長、檢事正、典獄保護會側より會長支部長等列席し先づ高岡知事、内田檢事正、屋山典獄より各一場の演説あり次に議事に移り發起人の草案に成れる保護規程、保護實施規程其他の件を議決し各宗派聯合して既設保護會と合同し各宗派毎に事務所を設け一大機關を組織し活動することゝなれり、決議事項保護規程等左の如し

島根縣佛教各宗派聯合保護規程

第一條 佛教各宗派寺院は聯合して免囚者起訴猶豫者及刑の執行猶豫者等を保護指導し長く其民の生活を爲さしむるものとす

第二條 佛教各寺院は其宗派毎に保護事務所を設け常に島根縣授産會と聯絡を取り保護事業の統一を圖るものとす

第三條 各宗派保護事務所は宗派檀信徒の區別により監獄及裁判所檢事局より免囚者起訴猶豫者及刑の執行猶豫者の人名其他保護上必要なる事項の通知を受け之を所屬寺院へ通知するものとす

檀信徒以外の者に對しては監獄及裁判所檢事局より本人居住

島根縣佛教各宗派聯合保護實施規程

第一章 各宗派事務所

第一條 各宗派事務所には所長を置き事務所を代表す

第二條 所長は各宗派に於て適宜之を指定す

第三條 事務所は各宗派の都合により聯合事務所を設くることを得

第四條 事務所は本監及分監の所在地に置く但宗派の都合に依り便宜の地に置くも妨げなし

第五條 所長は監獄又は裁判所より被保護者の通知に接したる時は典獄又は檢事に保護上に関する必要の事項の協議し方針を定め其所屬寺院へ通知す

第六條 所長は被保護者へ主任住職の慈仁により保護を蒙る旨を深く説示す

第七條 各宗派所長は毎年四回島根授産會に於て保護に関する協議會を開催す

第八條 毎年六月十二月の兩度に保護成績表を調製して本山及島根授産會へ進達す

第九條 被保護人名簿を備置き事項を詳記すべし但名簿用紙は島根授産會より交付を求む

第十條 毎年一回宗派内へ收支決算を報告す

第二章 各地方寺院

第十一條 各市町村の寺院は常に其地の警察官及市町村吏員と

氣脈を通し被保護者を保護すべし

第十二條 寺院住職は其宗派事務所より豫め被保護者居住の通知を受くる必要なる保護準備に着手すべし

第十三條 市町村寺院住職は協力して所屬寺院住職の保護を援助すべし

第十四條 今回特赦恩赦により出監致したるには 聖恩の優渥なることを十分了知せしめ正業に就き改悛の實を舉げしむべし

第十五條 寺院住職は主として左記の方法に依り保護を加ふべし

一、居住所なき者は寺院に收容し或は適當なる保護者に依託し或は家屋を貸與す

一、金錢物品の貸與又は給與

一、職業の紹介及身元引受

一、本人と親族故舊隣佑並に被害者間の和解調停

一、疾病の治療

一、在獄人の家族の救護

第十六條 寺院住職は毎月二回以上被保護者に訓諭を加ふるものとす

第十七條 業姑の選擇に關しては可成各自の性質技能に適するものを選ふべきは勿論なりと雖勝惡多き種類のものを避けしむべし

あると其宗派事務所の承認を受くべし

第十八條 前條の保護會を設けたる寺院は毎年十二月末日收支決算を其宗派事務所及び會員へ報告すべし

佛教各宗聯合會保護協議會決議事項

一、島根授産會へ各宗派より拾五名以上の評議員を置くこと

一、前條の評議員は各宗派の事務所長と外に本派より参名曹洞宗より貳名臨濟宗より一名とす

但宗派内の増員議員は本月二十日迄に選定して授産會へ通知すべし

一、各宗派評議員は互選を以て島根授産會へ三名の常議員を置き該會の通常事件の協議に參與すべし任期は一ヶ年とす

一、各宗派事務所を在監地の地に設置せる向は在監地附近へ代理者を置くこと

一、各宗派寺院は其の市町村に於て一月平均拾錢當りを以て大正二年中に必らず募集して島根授産會の基本と成すこと

一、前條の募集規程は授産會常議員に於て之を定む

一、島根授産會常議員は左の三名とす

新 宮 梵 顯
上 田 日 恢

一、各宗派保護事務所及其所長名左の通り相定む
佐川郡鰐淵村鰐淵寺内天台宗事務所 天台宗保護事務所

第十八條 出獄者の保護輔導に就ては公然世人に對し犯罪者たりしことの印象を與へ爲に生活の方便を得るの妨となることなき様注意すべき事

第十九條 出獄者にして在監中の貯金を携帯する者あらば可成之を郵便貯金と爲さしめ其の引出に就ては受取代人若は連署引出の方法に依る等相當監督を爲し浪費せざる様注意すべし

第二十條 出獄者にして一家を爲すに至るも引續き其生活狀態就職状況等に注意を拂ひ相談相手となり又其指導者たることに注意すべし

第二十一條 一旦保護したる出獄者に對しては永く關係を絶たす引續保護監督の實を舉ぐべし

第二十二條 被保護者にして他所へ轉するときは新なる所屬寺院へ被保護人名簿を添へ保護を依頼する者とす

第二十三條 前條の場合には新舊兩所屬寺院より轉居の旨を所屬宗派事務所へ通知す

第二十四條 所屬寺院には被保護者名簿及金錢出納簿を備ふるものとす

第二十五條 被保護者にして保護の必需なきに至るときは其旨其宗派事務所へ報告すべし

第二十六條 所屬寺院は被保護者の成績を三ヶ月毎に其宗派事務所へ報告すべし

第二十七條 所屬寺院に於て臨時保護會を設け金品を受くる必用

佐川郡鰐淵村鰐淵寺松本坊天台宗保護事務所所長

長 尾 智 泉

能義郡宇賀莊村清水寺蓮樂院天台宗保護事務所所長代理

田 川 信 敏

八束郡本庄町大通寺

眞言完保護事務所

那賀郡濱田町寶福寺

眞言宗高野派保護事務所

松江市堅町信樂寺

龜 山 宥 信

松江市堅町信樂寺淨土宗保護事務所所長

淨土宗保護事務所

八束郡法吉村天倫寺

臨濟宗保護事務所

松江市内中原百九十番地

曹洞宗保護事務所

松江市内中原百九十番地曹洞宗保護事務所所長

新 宮 梵 顯

那賀郡濱田町觀音寺

石見曹洞宗保護事務所

那賀郡濱田町觀音寺石見曹洞宗保護事務所所長

石 坪 大 勇

安濃郡島井村法事寺 眞宗本派保護事務所所長
 安濃郡島井村法事寺 眞宗本派保護事務所所長

大原郡大東町宗專寺 眞宗大派保護事務所所長

小笠原 實成
 眞宗大派保護事務所

大原郡大東町宗專寺 眞宗大派保護事務所所長

和多田 專心
 日蓮宗保護事務所

松江市寺町常教寺

日蓮宗保護事務所

松江市寺町常教寺 日蓮宗保護事務所所長

佐藤 日得
 本門宗保護事務所

松江市寺町妙興寺

本門宗保護事務所

松江市寺町妙興寺 本門宗保護事務所所長

上田 日恢

● 歸一會發會式

大分 江上第一課長報

北海道郡佐賀關警察分署管内に於ける一町八ヶ村の各宗寺院は出獄者保護の目的を以て歸一會を組織し本月十二日同郡佐賀關町正念寺に於て發會式を舉行せり
 定刻に至り來賓の着席するや會員一同讀經を爲し

あり福村三課長開宴の辭を述べ江澤典獄の挨拶あり諒閣中の事なれば總て餘興を廢したるも一百有餘の職員誠意を以て祝意を表したれば盛況其の比無く午後八時和氣霽々の裡に散會を告げたり頌徳狀左の如し

頌徳狀

謹て狀を江澤典獄閣下に呈す

閣下天資溫厚寬良 敦朴にして華飾を欲せず事に當るや唯忠誠方直の主義あるのみ常に孜孜として進み營々として勤め職務の外殆んど私事なきが如し其部下に向ふや有る時は謹嚴恰も慈父の如く有る時は愛撫恰も慈母の如し是れ部下一般の常に心事し欽仰措く能はざる所以なり
 仄に聞く閣下初めて高知縣に職を奉せられたるは明治十六年一月にして爾來幾々歲霜今や實に三十年に達す誠に官界の異數なりとす蓋し之れ堅忍の志 剛健の氣具に備りて遂に能く此事あるに至れり

然り而して閣下の本腔に赴任せられしより年を重ねるこに既に十有二、勤種永年斯の如きは累代典獄中未だ曾て其比を見ざる所なり此間に於ける治績擧げ數ふへからずと雖も特に其大なるものを當監移轉改築の工事と爲す豫算の編成より十有一年諄々として儘まず終始一貫遂に竣工を見る其他舊守を打破し鋭意改

而して會長正念寺住職姫野慈乘發起人として開會の辭を述べ次に郡長代理平川郡書記中島分署長の祝辭、和田典獄の講演會員の法話あり終りて會長閉會を宣し午後五時散會せしが當日出席者は以上の外上田看守長町村長學校長、青年會代表者、町村の有志等百數十名にして頗る盛會なりき

● 江澤典獄勤續祝賀會

秋田 尾原 靜 乘

當監典獄江澤精造氏は司獄官に奉職して以來滿三十年に達したるを以て同監獄職員一同相謀り去月十五日祝賀式を同監演武場に舉行せり當日に至るや尾原教務所長式舉行を告げ次に瀬谷二課長頌徳狀を朗讀し渡部一課長記念品を贈呈し次に松淵、山口、佐藤各分監長の祝辭あり根守醫務所長は各所よりの祝電を披露し江澤典獄は鄭重なる謝辭を述べ是にて式を終り引續き修文館にて祝宴の催し

眞に努め以て現時の制度に達す悉く是れ閣下の籌策に出でざるはなし其功績たる洵に偉大にして島海の秀峰猶ほ其類にあらざと謂つべし
 爰に本日を開し職員一同相集り閣下の勤続三十年を祝し恭しく頌徳の辭を述べ併せて微品を贈る是れ一同の赤心誠意の發露する所なり終に臨て閣下の健康を祝し僚友一同と共に永く閣下の訓會輔導に浴せんことを祈る
 大正元年十二月十五日

秋田監獄職員總代

看守長正八位勳八等 瀬谷 兵馬



彙報

●御即位式内定

今上天皇陛下御即位式舉行の時期に關しては過般來其筋に於て詮議中の處渡邊宮内大臣は桂首相と協議の結果愈大正三年に決定し其旨御裁可を仰ぎ奉りたるに九日を以て御裁可相成り即ち御即位式及大嘗祭は大正三年秋冬の交京都に於て行はせらるゝ事に御内定相成りたる旨宮内省より公表せられたり

●大嘗會御治定

大正三年秋冬の交京都に於て御舉行相成るべき即位大嘗會は同年十一月二十三日と御治定相成りたり

●即位式御服裝

御即位式當日雨陛下の御服裝は左の如く登極令の規定により御治定相成りたり

聖上陛下

御束帶帛御袍

皇后陛下

御五衣御唐衣御裳

●逃走事故

▲前途を悲觀して脱獄を圖る

鳥取監獄拘禁囚竊盜五犯懲役八年龍里由松は去月十四日午後七時頃獨居房に於て減食罰執行中豫て包藏せる古洋釘長さ三寸斗りなるものを以て同房北側角入口の傍なる柱と格子との間に施せし錠前の手の達せざるより打付けありし長さ三尺の板を取り毀ち錠前を外さんとする刹那巡警看守の發見する所となれり依て之を取調ぶると診斷の爲め醫務所に至る途中病監路次入口一問程手前に右古釘の落ちありしを見るや足を掻く風を装ひて拾得し

巧に短衣の左袂に收め置き監房に入りたる後麻工素品の括りたる中に竊かに包藏し時々戒護の眼を盗みては之を便所口の石にて研き前記の晝頃より日晡に至るまでの間に於て五回程に切り破りたるものなりと申立てたり而して本所爲を犯すに至りたるは餘りに刑期の長さより前途を悲觀せるに原さしものなりと

▲進行中の車窓より飛ぶ

長崎縣平民前科者山下良吉は詐欺犯にて懲役に處せられ控訴し十二月十七日長崎監獄佐世保出張所より警察傳遞に附し巡查戒護の下に片淵分監へ向け押送の途中同月十八日午前八時頃列車が今や喜々津村と大草村中間の隧道に入らんとせる際該列車の窓より突如として飛降し一散に逃走せしが知らず如何なる譯なるや同日の夜に至りて長崎警察署へ自首したる

●季節と犯罪關係

犯罪と季節との關係に就て客臘末司法省に於て調査したる所に依れば總數十一萬五千八百八十四人中、春季に於ける犯罪二萬八千十人、夏季に於ける犯罪二萬四千四十九人、秋季に於ける犯罪二萬五千九百人、冬季に於ける犯罪三萬八千七百三十五人なり、今總數百に對する百分比を以て區別するに春季二十四人二分、夏季二十人八分、秋季二十一一人六分、冬季三十三人四分の割合となる之れに由て見るに一年中犯罪の最も多きは夏季にして最も多きは冬季なり、而して其原因を尋ねるに冬季に於て犯罪多きは概して吾人々類の生活に關する慾望満足に基因するものにして、夏季に於けるものは旱天等の原因よりして溢水及水利に關する罪極めて多く百に對する六十二の割合なり、又夏季に於ては賭博富籤等の犯罪は最も多し僅に百に對する十六、之れに亞ぐものは竊盜の百に對する二十三、八なり、又冬季に於ける犯罪が一年中最多數を占むる所以のものは一个年中全犯罪數の

殆んど半數を占むる賭博及富籤に關する罪に於て其四十二、次に犯罪の總數四分の一を占むる竊盜罪に於て其二十七同じく詐欺恐喝の罪に於て其三十は實に冬季に於て行はるゝが爲めなり、以て生活問題の爲めに犯さるゝ犯罪の如何に多數なるかを知らべし、從て犯罪の減少を計らんとせば須らく先づ國民の生活をして容易ならしむるの外なきなり

●恩赦二萬六千

恩赦令の公布せられてより司法省にては夜を日に繼で被恩命者の身分犯情入獄後の狀況等に就て嚴密なる調査を遂げ十二月二十日を以て全部内閣に移送し執奏を終へたるが總數二萬五千九百八十四人にして其内譯は

◎刑の執行免除七千二百二十一入
◎刑の言渡效力消滅(即ち大赦と同一の效力ある特赦)七百五十三人

事業	經費	基金
青兒保育	四九五、七八九	一、七七二、三二八
養老	一七四、四五五	九四八、一九八
施藥救療	八五一、四〇七	八、八五六、五〇四
窮民救濟	四七、二一二	七〇八、四〇二
宿泊救護	二五五、五八二	四八一、五七二
婦人救濟	二一、七二四	八七、四三三
軍人遺族	二、九二三	一一、二九二
感化教育	一三六、一五五	一、〇九四、四七五
盲啞教育	二八〇、〇二一	
子守教育	一二五、八六七	七二九、九四四
食兒教育	二、二二〇	二、五〇八
特殊教育	二〇、二〇三	六三、〇九〇
分類外	二七、八四六	一九、一九九
合計	九三、五七二	一、三四七、六八四
	二、五三四、九八〇	一六、二二三、六二九

●千葉助成會の近況

免囚保護機關として數年前より千葉郡都村貝塚に設立され法人組織となれる千葉助成會は去る十二月午前十時より同所修養館に於て總會を開けり當

◎減刑 一萬三千六十九人

◎復権 四千九百三十七人

◎執行猶豫期間短縮 四人

右の内御裁可済の分は十二月御用仕舞迄に其總數一萬五千二百八十五人にして其内譯は

◎刑の執行免除 五千二百八十五人

◎刑の言渡效力消滅 七十三人

◎減刑 九千五百二十八人

◎復権 三百九十九人

(大正元年十二月末日調)

尚御裁可未済の分一萬六百九十九人あり此者等に對しては一月中に恩命下るべし

●感化救濟資金

内務省の調査に係る昨年度感化救濟事業經費並に基金總額は左の如くなるが此金額は皆地方篤志家の義捐したるものなり

日出席せるは告森總裁石井會長等二百餘名にして石井會長開會の旨を宣したる後告森知事は總裁として左の意味の演説を爲せり

私は此出獄人保護機關たる千葉助成會の總裁たるも今日迄此會に出席せることも無く又本官の繁忙なりし爲め別に力を本會の爲めに盡し難かりき、然れども此會は社會政策上最も必要なるものにして今日の形勢を以てすれば當會も漸次効果を現はし來り多少の資金も出來、將來發展の望みある可きを信ず今日の時勢は一般社會に向ひて此會の如き組織を要求しつゝあり本縣に於ても各宗の僧侶をして免囚保護を獎勵しつゝあり、私は今後此事業の爲め出來得る限りの力を盡さむ考へなれば此會にも亦充分盡力せむと欲す、會員及び一般有志諸君も亦此會の爲めに一臂の力を與へられむことを希望して止まざるなり云々

次に石井典獄は會長として概要左の如く述べたり

私は會長として一言を述べむとす當千葉助成會は一昨年の四月初めて司法大臣の認可を得て法人組織を爲せる以來江湖の慈善諸君の賛同を得て今日の盛況を得たるは會長として光榮と感ずる所なり

然しながら本會が盛況を來せる理由は國家の爲め將た社會の爲め幸か不幸か開に或は疑問ならん、然れども歐米先進國の現勢に見るに世の文明に進むに従ひ犯罪の増加は事ふ可からざる事

實なり、果して然らば本會が盛況を來たせるは國家の進運に關
 件するものにして必ずしも悲しむ可きに非ざる也。

昨年は國家の大悲痛事に遭遇し萬民皆先帝の大故に泣けるに次
 ぎ、今上陛下よりは倍濕なる詔勅を下し賜はり續びて大赦令、
 特赦令の發布となり、其結果出獄者は其恩典に浴して頗々加
 はり千葉監獄にても大赦減刑の恩典に浴せる者既に四百二十
 三人を數ふるに至り其中出獄せる者は百五十六人に達せり、こ
 れ等の出獄人を此助成會に引止めて一泊又は二泊乃至は三泊せし
 め其間親戚或は故舊を呼び出して親切に事後のこゝろ囑託し懇
 談の上引取らしめ或は會に留め置きて生業を與へつゝあり昨年
 中に當會に收容したる人員を延べ人員として數ふれば實に來數
 二千六百七十八人に及べり、此盛況は社會政策上國家の爲め一
 般社會の爲め慶賀するに足ること信ず云々

夫より諸般の報告に移りたるが其事業成績及收支
 の狀況は左の如し

▲事業 ▲前年より越人員 男四人、女一人、▲新保護人員
 男一人、女一人、女一人、△内譯 職業 紹介を爲したる者男一
 九人、女三人、△宿泊保護を與へたる者男一四三人、女一二
 ▲保護を解除したる者 男一五五人、女一五人、△内譯 親族
 故舊へ引渡したる者男一五一人、女一四人、△退官せしめたる
 者 男一人、女無、△犯罪 男一人、女無、△逃亡 男一人、

今日迄重罪のみ二度も犯しまして、今回は五ヶ年の刑を受け一
 時は腹を掻き切つて死なうと致しました、實に歸へやうも
 無い人間で今既往を顧みて慚愧に堪えないので有ります、或る
 時彼の空飛ぶ鳥を見まして之を我が身に較べました、彼の鳥で
 すら親ば子を慈しみ子は親に反哺の禮ありとさへ言ひますのに
 嗚呼私は何たることでせう、只一人の母には心配をさせ世間の
 人からは指彈されるに實に鳥にさへ劣ると思ひ一夜首を絞つ
 て死なうと致しました、其時元救世軍の士官でありました吉野
 君に説き諭され一時死を思ひ止まつて獄中に聖書を讀み初めま
 した、半年ほどは何の面白味も無く其意味さへ不明で有りまし
 た、元來私の缺點は酒と短氣とで有ります、常に此酒を好みし
 と短氣が動機となつて前後の考へも無く惡事を犯したので有
 ります、其内聖書の意味も體氣ながらに判るやうになるに連れ
 自分の缺點を抑えることが出来るやうになりました、誠にこれ
 は神様の御恩で御座います、斯くて獄中に於ても謹慎致しまし
 て罰則を守り典獄機始め御役人機方の命令に服従して居ります
 と忘れも致しません昨年の四月でした典獄機の厚いお情けに依
 り賞遇を受けました、此時の私の心の喜びは何と申しよいか
 譬へ物もありませんでした、然しながら未だ出獄後の決心は
 決かず只一人の母に對し、今後尙ほ私が悪い事をして重い刑を
 受けなば如何にせんかと泣いて考へました、夫れと典獄機の御
 恩に頼いんこの考へに依り、毎夜二時間づ、聖書を讀みまし

女無、△死亡 女一人

▲現在被保護者 男一人、女一人、△内譯 下女奉公一人
 牧畜一人、靴職一人、農奉公二人、指物職一人、丁稚奉公一人
 靴職一人、日傭役二人、大工一人、竹行李一人
 而して同年度中の保護人員を延人員として數ふる時は實に二千
 六百七十八人にして一日平均七十八分一原六強に當る

▲會計 ▲收入千三百七十九圓四十一錢五厘△内譯 前年鑑
 越金四百七十一圓六十八錢、獎勵費として司法省より交付金六
 百圓、寄附金百五十九圓二十錢五厘、預金利息十四圓八十六錢、
 貸地料一圓、牧畜收入九十一圓七十六錢、不用品賣却代十七圓
 九十錢、被保護人食費辨償金二十三圓一錢
 ▲支出八百六十三圓二十八錢五厘△内譯 (詳密なるも繁雜に付
 茲に略す)

▲差引現在高五百十六圓十三錢

當日石井會長は特に出席せしめたる被保護人十二
 名を紹介し且つ目下救世軍に依託せる免囚の一人
 なる飯田彌助をして左の悔悟談を爲さしめたり

(本記事は新總房に據りて其大要を録せしものなり)

私は只今會長殿より御紹介致されました飯田彌助で御座いま
 す、今年三十一歳になるまで凡そ世の中にありとあらゆる惡い
 事ばかり働いて参りました、千葉縣第一の惡青年で御座り升、

た其の内に昨年十一月となりまして未だ刑期の有りますのに出
 獄を免されました、勞働は私の從來大嫌ひとした所で好きなの
 のは酒のみで御座りました、然し私を騙つて縣下第一の惡青年
 たらしめたのは酒でありました、故に此酒は私の仇であると思へ
 て止めました、そして救世軍の手に救はれ勞働することになり
 ましたが今迄勞働したことの無かつた私は五十貫の荷車を引い
 て九段坂を上る時には殆んど窮しました、後から来る人には
 遅れる、息は切れる、其苦しさ云つたら……然し之が出來ね
 ば復もや監獄へ戻るより外は有りません、然るに神様に聖書の
 中に言つて有ります、何でもつらい事が起つたならば心も身も
 神に捧げよと此聖書の句を思ひ自分の身も心も神に捧げれば上
 は何の苦しいことも無いと思つて引きますと車は九段の坂を上
 りました、此時神様は眞面目に働く者をお助け下さると云ふこ
 との疑ひ無きを知りました、此一月三ヶ日間も私は勞働しまし
 た、救世軍も此間は休みですが私は特に御願ひして中流谷郵便
 局の臨時集配人に備はれ休暇中も休み無しに使つて貰ひました
 神様の御恩に感じて働く決心を起し、先きに願ひました勞働も
 今日自分でもアメン／＼と唱へながら愉快に進んで従事しつ
 有りります、前には罪に汚れたる私も今日斯くなりましたのは
 千葉監獄の深き情けと典獄機の御恩と神様の御恵みに依るも
 ので感謝の外は有りません

● 以呂波教訓

這是石井典獄の著作に係るものなるが千葉助成會に於ては之を出獄人に頒與して處世の教訓となさしむと

いろは訓言

- (い) いげんを聞く人は出世の門に立つ
 (ろ) 踏用なしに旅立をすな
 (は) 母の云ふことは老人の繰り言と思ふなけれ
 (に) 憎いと思ふて我身をほろぼすな
 (ほ) 奉公するものは主人の云付にしたがへ
 (へ) へたな言葉も信實なれば味あり
 (こ) そりけもの、も恩を知る、人はいかに
 (ち) ちりも積もれば山さなる儉約は大切なり
 (り) 利慾に迷ふと大なる損あり
 (ぬ) 濡手で粟をつかむ心を起すな
 (る) 流涙すれば惡事に近寄る
 (を) 親を思ひだせば我身がしれる
 (わ) われは懶巧なるものと思ふな
 (か) かかれたる事はあらわれやすし
 (よ) 世の中を自分の心からせまくすな

- (き) 氣が付く時は身體自由ならず
 (ゆ) 油斷は大敵貧乏神は附きまふ
 (め) 蕙の露を力とし芽を出し根をもほびこらせ
 (み) 身を慎むが第一の御恩に酬ゆる工夫なり
 (し) 心算を折りては車のよみがやむ
 (そ) 得手勝手の手事と理窟は無用なり
 (ひ) ひがみ心は何事にもよろしからず
 (も) 持つべき妻子は早くもて
 (せ) 精を出して家庭をつくれ
 (す) 勤めの通り守るものはふらい人



- (た) たれにでも相談をせよ助ける神はある
 (れ) 禮儀を忘れては人にあらず
 (そ) 祖先崇拝の教を忘るゝなけれ
 (つ) つれに自分はあしきことなきやと省みよ
 (れ) れる時に翌日の仕事を考へ置け
 (な) 何事も胸の佛に問ふてせよ
 (も) 來年のたくはやは今年より用意すべし
 (む) 無用の言葉と金銭は使ふべからず
 (う) 虚言はかならず云ひまじきもの
 (ぬ) 言譯するよりもあやまるがよし
 (の) 能なしに大きな事をすな
 (お) 大御心のありがたきを忘れまじきこと
 (く) 苦は樂の種子さなもへばよし
 (や) やまぬは心にもあるものとしれ
 (ま) 誠のみちは人間のふむべき道なり
 (け) 今日一日と思ふて善を行ひ惡をなすな
 (ふ) ふみまふ時は足を止めて思案せよ
 (こ) 孝行は自ら満足し他人をも満足せしむ
 (え) 榮譽は約努力よりうまる
 (て) 手足を惜まず働くが立身のはじめ
 (あ) 朝は早く夕は晩くまでにはげむべし
 (ま) 酒と賭博、女は身を亡すの基となる

叙 任

- 監獄醫ナ命ス四級俸下賜
 監獄醫ナ命ス四級俸下賜
 教諭師ナ命ス六級俸下賜
 三級俸下賜
 四級俸下賜
 六級俸下賜
 同上
 同上
 七級俸下賜
 同上
 教務所長ナ命ス四級俸下賜
 叙勳五等授瑞寶章
 叙勳六等授瑞寶章
 叙勳六等授瑞寶章
 叙勳六等授瑞寶章

(各 通)

- (高) 松 監獄醫 小笠原 園齊
 (秋) 田 監獄醫 根本 正規
 (浦) 和 教諭師 小池 博道
 (札) 根 監獄醫 根守 秀夫
 (松) 山 監獄醫 佐藤 利宗
 (札) 根 教諭師 中澤 亮雄
 (樺) 戸 教諭師 本田 八重丸
 (松) 山 教諭師 松田 義雄
 (德) 島 教諭師 田口 義見
 (秋) 田 教諭師 尾原 靜乘
 (東) 京 教諭師 磐井 宗成
 (鳥) 取 典 獄 芥川 忠藏
 (福) 井 典 獄 渡部 友次郎
 (名) 古 典 獄 莊田 經綸
 (靜) 岡 典 獄 伊集院 藤七
 (廣) 島 看守長 寺島 靜次郎
 (廣) 島 看守長 春村 鎮平
 (三) 池 看守長 太田 次夫

五級俸給與

(各通)

六級俸給與

(各通)

七級俸給與

月俸三十八圓給與
月俸三十八圓給與
月俸三十七圓給與
月俸三十七圓給與
月俸三十六圓給與

(靜岡) 看守長 飯島 藤作
(廣島) 看守長 倉田 每九
(山口) 看守長 郡司 幸千壽
(松江) 看守長 木原 定馬
(札幌) 看守長 本庄 古太郎
(網走) 看守長 津田 茂貴
(長崎) 看守長 森 爲吉
(千葉) 看守長 島崎 健
(靜岡) 看守長 深津 卯之吉
(廣島) 看守長 秋山 警雄
(山口) 看守長 宮重 彦助
(函館) 看守長 栗原 定吉
(網走) 看守長 駒澤 和吉郎
(函館) 看守長 飯淵 舞三郎
(福島) 看守長 福地 幸安
(福島) 看守長 河地 幸作
(長崎) 看守長 尾原 始
(宇都宮) 看守長 坪野 松爲三郎

(各通)

八級俸給與

月俸三十四圓給與

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

(各通)

(福島) 看守長 國清 市太郎
(山形) 看守長 渡邊 順次郎
(山形) 看守長 柏 知一
(高知) 看守長 竹中 重壽
(松江) 看守長 中西 信治
(神戶) 看守長 阿武 三笠
(神戶) 看守長 榮崎 綠
(神戶) 看守長 勝谷 長之助
(千葉) 看守長 和田 太郎吉
(青森) 看守長 三浦 米丸
(長野) 看守長 高木 安次郎
(福島) 看守長 齋藤 佐治馬
(山形) 看守長 村上 定平
(長野) 看守長 中島 高次
(安曇津) 看守長 前田 多市
(青森) 看守長 吉村 九一
(山口) 看守長 森永 義郎
(山口) 看守長 貞方 友吉
(松江) 看守長 田中 熊男
(松江) 看守長 鈴木 道貫
(神戶) 看守長 土井 藤吉

叙

任

九級俸給與

月俸二十八圓給與

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

(各通)

十級俸給與

月俸二十三圓給與

同上

同上

同上

同上

同上

同上

十一級俸給與
月俸十九圓九十錢
長崎監獄詰ナ命ス
叙勳八等授瑞寶章
叙勳八等授瑞寶章
五級俸給與
四級俸給與

(水戸) 看守長 中島 宇吉
(長崎) 看守長 香椎 豐次郎
(名古屋) 看守長 徳永 梅太郎
(東京) 看守長 玉川 吉太郎
(水戸) 看守長 坪 源太郎
(名古屋監獄) 教諭師 平塚 龍馬
(千葉監獄) 教諭師 尾崎 雅高



會 報

總裁の更任

本會總裁松田正久君は今回司法大臣の職を辭せられたる爲め總裁の職を退れたるを以て寄附行爲第九條に依り新任司法大臣松室致君新たに本會總裁に就任せられたり

顧問を囑託す

這般檢事總長法學博士平沼騏一郎君に總裁より本會の顧問を囑託したる處是亦承諾を得たり



東京帝國大學醫科大學教授醫學博士片山國嘉君ノ在職二十五年ヲ祝センカ爲メ有志相謀リ左記ノ方法ニ依リ右祝賀會相催候間御賛成被下度此段得貴意候敬具

一、大正二年十一月東京ニ於テ祝賀會ヲ催シ片山教授及其御家族ヲ招待スルコト
但シ會場及期日等ハ追而御通知可致候

二、記念品ヲ購入シ又教授ノ油繪肖像ヲ調製シ祝賀會當日同教授ニ贈呈スルコト
三、右舉行ノ爲メ普ク寄附金ヲ募集致候ニ付大正二年六月末日迄ニ東京醫科大學法醫學教室內片山教授在

職二十五年記念祝賀會事務所

丹波敬三宛御送金被下度候

但シ出金額ハ金壹圓以上金拾圓以下トス

四、寄附者ノ芳名及金額ハ東京醫學會雜誌、學士會月報及國家醫學會雜誌ニ掲載スルコト
五、殘金アルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ處分スルコト
六、本會ニ關スル用務ハ凡テ左記ノ箇所ニ於テ取扱申候

東京醫科大學法醫學教室內

片山教授在職二十五年記念祝賀會事務所

大正二年一月

電話 下谷 四四三番
振替貯金口座東京二三七〇七番

發起人

青山胤通

外百四十九名

會費送附方		
肩書番地	宛名	振込局名
東京市麴町區西日比谷町壹番地	監獄協會理事 眞木 喬	司法省內郵便局

大正二年一月二十日發行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地
 編輯人 豐野胤珍
 印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 東京市麴町區下六番町十七番地
 發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
 電話新橋壹六八番
 監獄協會
 東京市四谷區愛住町二番地
 賣捌所 東京書院

(定價金拾貳錢)